

第2期大湊村地域福祉計画

(中間見直し) (素案)

令和5年3月

大 湊 村

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の策定にあたって	3
(1) 地域福祉計画とは	3
(2) 計画策定の背景	4
2 計画の概要	10
(1) 計画の位置づけ	10
(2) 計画の期間	10
3 計画における役割分担	11
(1) 村民・地域・行政の役割	11
(2) 社会福祉協議会との連携	13
4 計画の推進体制	14
(1) 計画の周知	14
(2) 計画の推進体制	14
第2章 本村の課題	17
1 地域福祉の推進に関わる本村の課題	19
(1) 基本的な課題	19
(2) 現状からみた課題	21
第3章 計画の方向性	37
1 計画の基本的な方向	39
(1) 基本理念	39
(2) 計画推進の視点	41
2 基本施策	42
基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進	42
基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進	42
基本施策3 健康づくりの推進	43
基本施策4 安全・安心のまちづくりの推進	43
3 施策の体系	44
第4章 地域福祉の推進	45
基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進	47
(1) 地域でともに支え合う仕組みの構築	47
(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進	51
(3) 成年後見制度の利用促進	52
基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進	54
(1) 子どもたちの成長を支える支援の充実	54
(2) 高齢期の生活を支える支援の充実	58
(3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実	60
基本施策3 健康づくりの推進	61
(1) 健康寿命延伸のための支援	61
基本施策4 安全・安心なまちづくりの推進	64
(1) 防災対策の推進	64
(2) 安全・安心な地域環境の整備	65

資料編.....	67
(1) 設置要綱.....	69
(2) 委員名簿.....	70

第 1 章

計画の概要

1 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉計画とは

○ 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（村民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政）が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、そのために地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

また、村民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、村民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、多様な生活課題の解決を目指すものです。

○ 「パートナーシップ型の福祉」の推進

これまでの福祉施策が想定していた範ちゅうを超えた多様な生活課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくため、「行政による措置」だけでなく、村民一人ひとりの自発的な取組に対して行政が積極的に支援を行う「パートナーシップ型の福祉」を推進することで、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。

村民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して取り組む
『パートナーシップ型の福祉』の推進

○ 村民が主役となる地域福祉の推進

「パートナーシップ型の福祉」の推進のためには、まず、村民一人ひとりが福祉サービスなどの利用者、対象者という立場に固定されることなく、地域福祉の主体へとシフトしなければならないということについて、村民に広く理解してもらうことが必要です。

地域福祉の推進に向けて、自ら課題を考え行動する村民の取組（自助）に対して、個人や地域の諸団体による相互の助け合いの取組（共助）と、それらの活動をサポートし、村民や諸団体の活動が行いやすい基盤や環境を整備する行政の取組（公助）があります。その自助・共助・公助の取組が個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、地域の多様な生活課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。

立場に応じた役割を明確にし
一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

(2) 計画策定の背景

1) これまでの地域福祉を取り巻く諸課題

○生活課題の多様化

近年は個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔がみえにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどの問題が社会問題化してきています。

生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められてきています。

○社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革が行われ、旧来の「行政による措置」という考え方から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する施策が展開されました。

このように、社会福祉事業法制定（昭和26年）以来続いてきた「行政がサービスの種類と提供機関を決定する」福祉の制度は、一連の社会福祉基礎構造改革により、利用者の立場に立った地域福祉の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化しました。

○社会福祉法の成立

国の社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成12年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。

また、同法第4条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

このように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象別にとらえたものではなく、これらを横断的に統合して推進していこうというものです。そして、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの村民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉施策との連携が求められています。

生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取組が重要性を増しています。

さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成28年7月に、厚生労働省では地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人ごと」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

これにともない、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を目指す

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努める。
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に努める。
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域の生活課題を解決するための体制の構築に努める。

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

○社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

近年は、社会構造の変化などにより、高齢者、障がい者、児童といった個別の福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援の在り方が課題となっています。

このような状況を踏まえ、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を推進するため、令和2年に社会福祉法等の一部改正が行われ、社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設されました。（令和3年4月1日施行）

これにともない、村民が抱える多様化・複雑化した生活課題を解決するため、関係する機関が連携して対応する仕組みを構築し、これまで実施してきた多機関の協働による包括的支援事業をベースとした重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制づくりが求められています。

2) 福祉に関する施策の流れ

	高齢者福祉	障がい者福祉	子ども・子育て支援	その他
平成 11 年	ゴールドプラン21		新エンゼルプラン	男女共同参画社会基本法
平成 12 年	介護保険制度		児童虐待防止法	
平成 13 年				DV 防止法
平成 14 年			少子化対策プラスワン	ホームレス自立支援法
平成 15 年		支援費制度		個人情報保護関連5法
平成 16 年	高齢者雇用安定法改正			
平成 17 年	認知症サポーター制度	発達障害者支援法 障害者自立支援法	次世代育成支援行動計画（～平成37年）	
平成 18 年	地域包括支援センター設置 介護保険制度・予防重視型へ	バリアフリー新法		自殺対策基本法
平成 19 年				
平成 20 年	後期高齢者医療制度			更生保護法 特定健診・特定保健指導開始
平成 21 年				ハンセン病問題基本法
平成 22 年				
平成 23 年	高齢者住まい法改正	障害者基本法改正		復興基本法
平成 24 年	地域包括ケアシステム	障害者虐待防止法		
平成 25 年	オレンジプラン (認知症対策)	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法		災害対策基本法改正
平成 26 年	医療介護総合確保推進法	障害者の権利に関する条約批准 (国内法整備)	子どもの貧困対策法 子供の貧困対策に関する大綱	
平成 27 年	地域包括ケアの強化 生活支援サービス事業 新オレンジプラン	難病患者に対する医療等に関する法律	子ども子育て支援制度	生活困窮者自立支援法 女性活躍推進法
平成 28 年		障害者差別解消法 障害者雇用促進法改正	児童福祉法改正	自殺対策基本法改正 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置
令和 元年			児童福祉法改正	
令和 2年				社会福祉法等の一部改正

3) 関連諸計画の動向

○高齢者福祉

介護保険事業計画は、平成30年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、これまで以上に市町村が保険者としての機能を強化し、要介護度改善に向けた具体的な成果を上げることや医療や介護のさらなる連携を図るとともに、福祉的なサポートを必要とする人を、地域住民と行政が協働し、互いに支え合っていく地方共生の仕組みをつくることが求められています。

第8期介護保険事業計画では、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して、今後も、高齢者が抱える多様な課題やニーズに対応し、高齢者の生きがいづくり、お互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を推進していくことが重要となります。

○障がい者福祉

障害者権利条約の批准に伴い、障害者虐待防止法（平成24年）、障害者総合支援法（平成25年）、障害者差別解消法（平成28年）などの法整備や関係法令の一部改正など取り巻く施策の変化を経て、障害者施策の強化を図ってきました。障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目標としています。

○子ども・子育て支援

本村では、平成27年3月に「大潟村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下などの課題は続いており、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然高く、子ども・子育て支援制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

また、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足し、「子どもの権利」の保障を明記した「こども基本法」が新しく施行されます。こどもの人権を第一に、全てのこどもの教育と福祉の保障、そして健やかな成長を保障することが社会全体の役割として求められています。

2 計画の概要

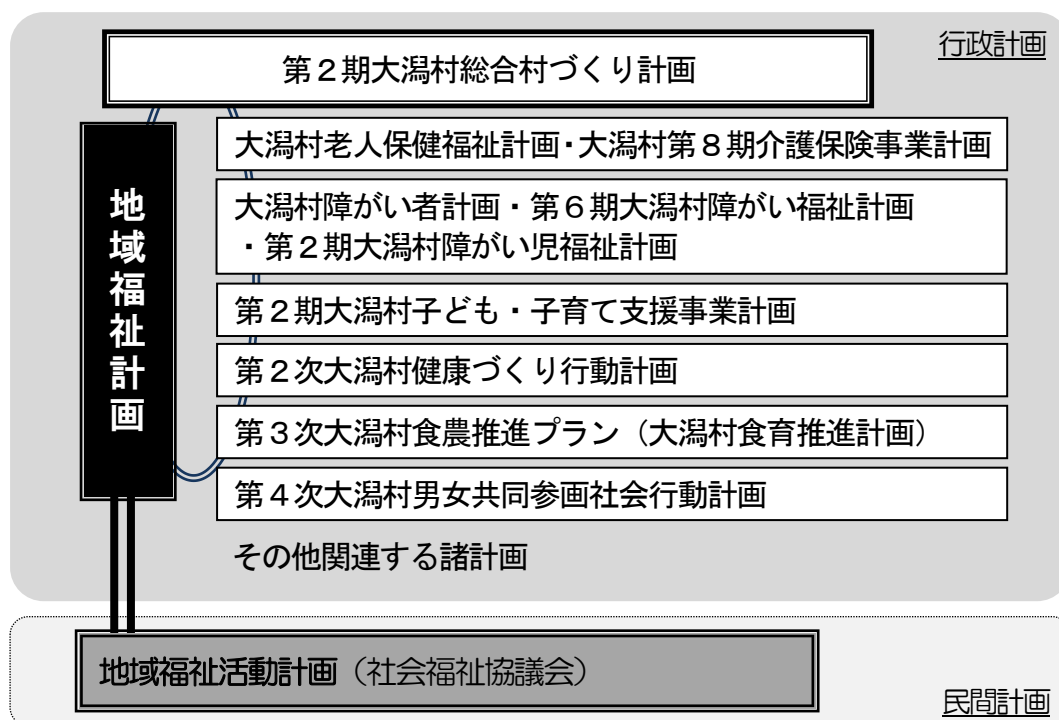
(1) 計画の位置づけ

1) 計画の位置づけ

本計画は村全体の指針となる「第2期大潟村総合村づくり計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「大潟村老人保健福祉計画・大潟村第8期介護保険事業計画」、「大潟村障がい者計画・第6期大潟村障がい福祉計画・第2期大潟村障がい児福祉計画」、「第2期大潟村子ども・子育て支援事業計画」、「第2次大潟村健康づくり行動計画」、「第3次大潟村食農推進プラン（大潟村食育推進計画）」、「第4次大潟村男女共同参画社会行動計画」などと取組の方向性を共有し、村民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつけるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

2) 関連諸計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は2019年度から2026年度までの8か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとしており、2022年度に中間見直しを行いました。

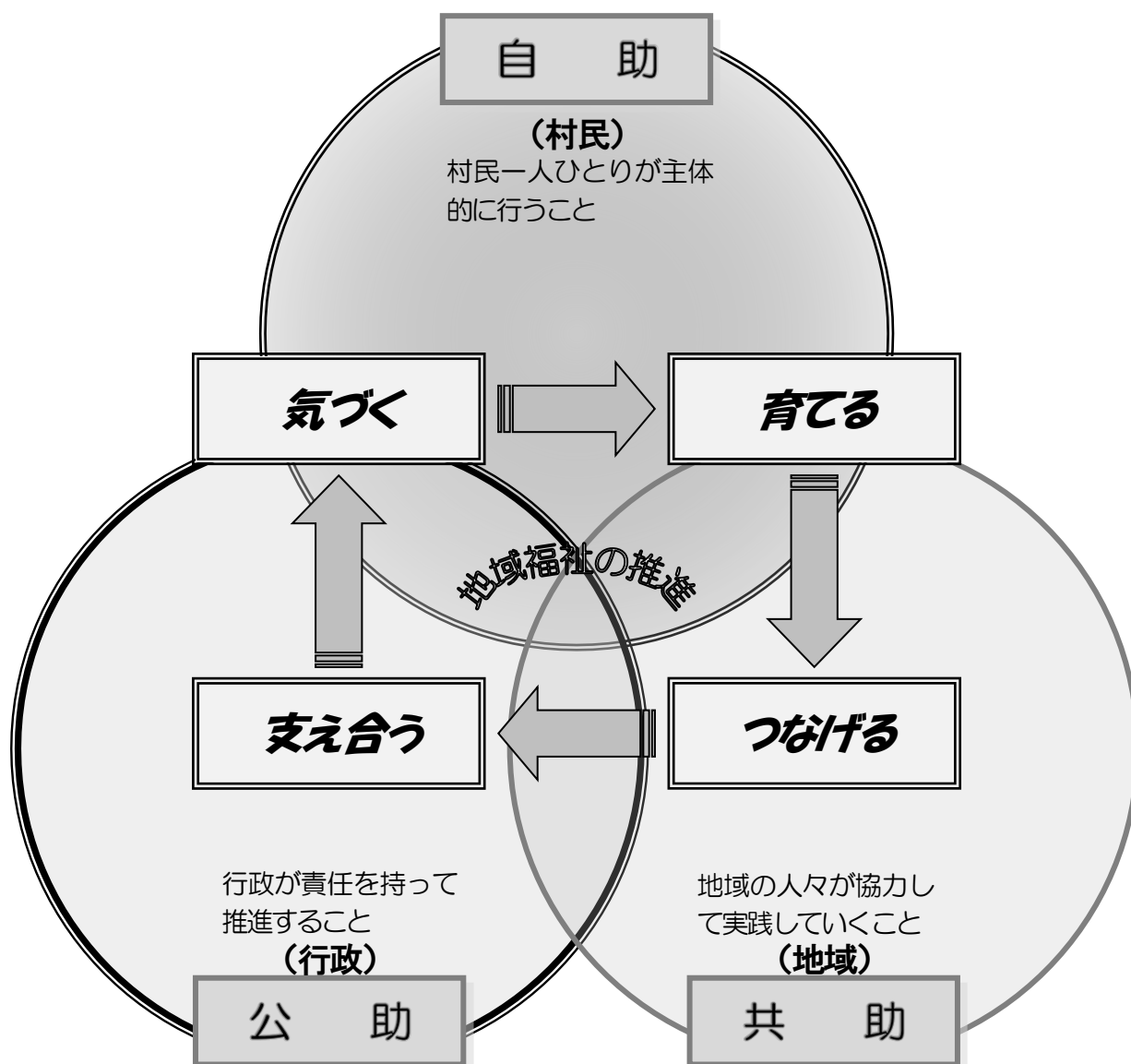
3 計画における役割分担

(1) 村民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、村民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、村民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取組がつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために村民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取組がつながることで、地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



1) 村民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は村民一人ひとりです。村民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

村民一人ひとりに、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）

村民一人ひとりを支える地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な村民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげていくことや、村民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また村民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し、個々の村民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

②福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、村民の自立した生活をサポートするとともに、福祉などに関する情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

③民生・児童委員

民生・児童委員は村民にとって福祉に関する身近な相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に村民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。

また、村民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉の推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

特に、村民の地域福祉活動参加へのきっかけの一つとなる情報については、村民の多様な関心（結婚、出産、子どもの進学・卒業、就職、介護、老後など）やライフサイクルの中で必要に応じた提供に努めます。また、村民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

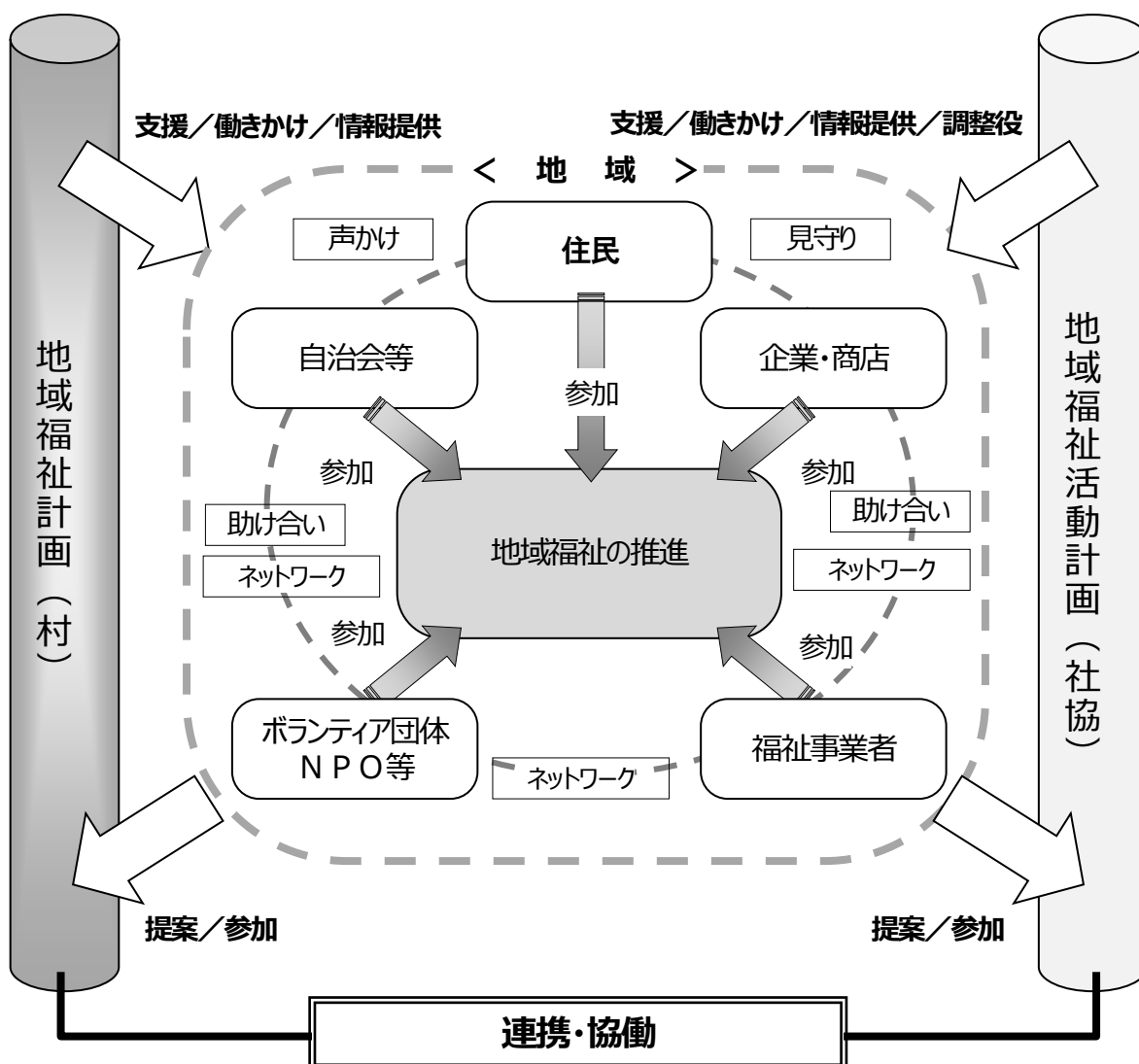
(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられている民間団体です。

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ(ネットワーク化)調整役として、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけていくことが期待されています。

村の行政計画である「地域福祉計画」は村の地域福祉の推進における今後の基本方向や取組の指針について整理したものであり、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて村民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は村における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



4 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題に行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの村民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

■ 様々な媒体を活用した、わかりやすい情報の提供と計画の周知

(2) 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取組も変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

○ 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

■ 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

○ 行政内部における進捗評価会議の開催

本計画において行政に求められる取組は福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課との幅広い連携を図り、必要に応じて計画の進捗評価のための庁内会議を開催します。

■ 庁内横断的な計画の進捗評価会議を開催

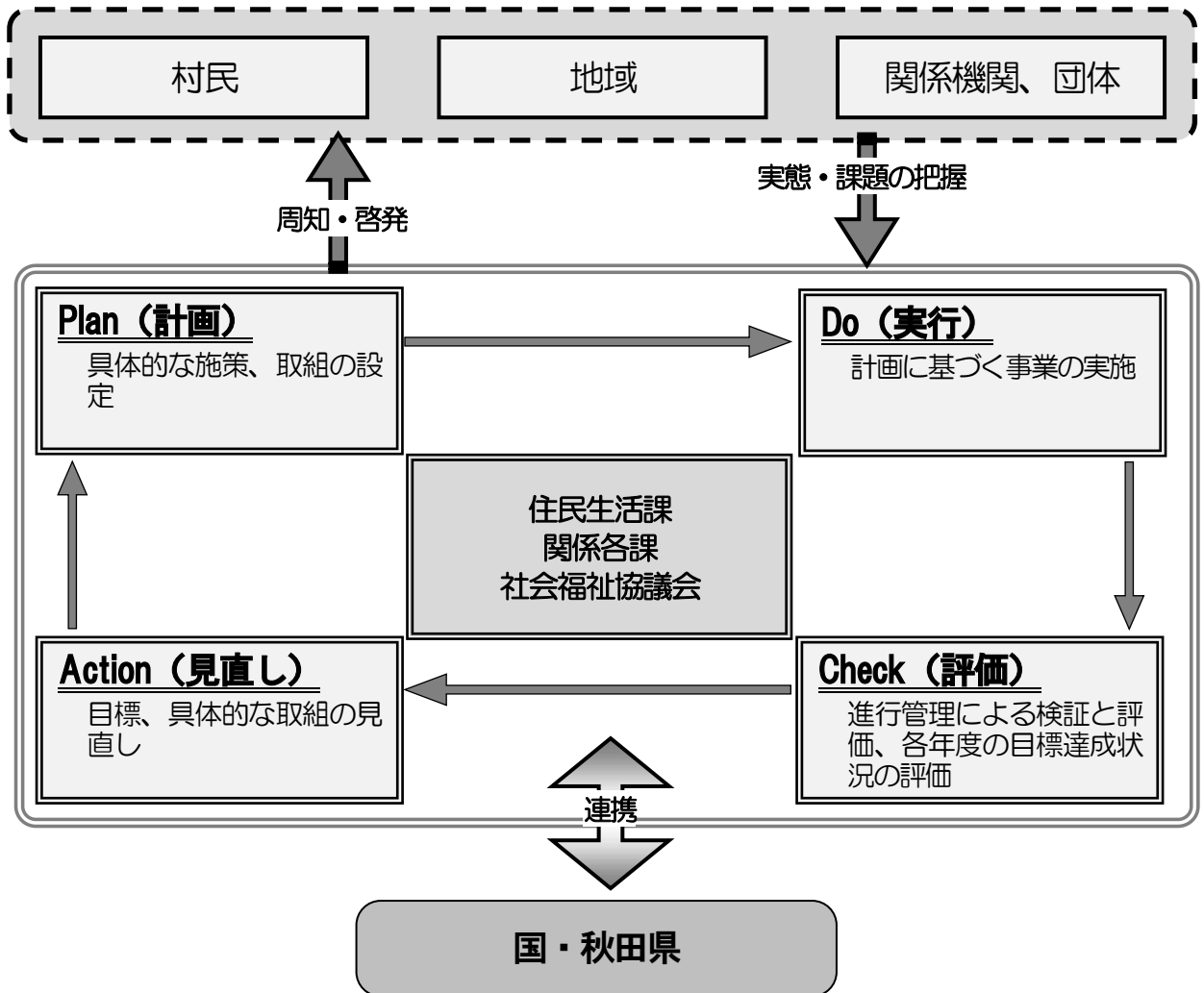
○ 計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い村民の参画を得ながら、村民目線で計画の進捗を評価し、村民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

■ 地域福祉推進のための総合的な検証を実施

<計画の進捗管理体制>



計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

第 2 章

本村の課題

1 地域福祉の推進に関わる本村の課題

(1) 基本的な課題

1) 一般的な課題

○人口減少、地域コミュニティの変化

- ⇒世帯構成の変化や住民間でのコミュニケーションの希薄化
- ⇒自治会や各種団体における活動の停滞、参加者の減少

○ライフスタイルの多様化

- ⇒異なる価値観、多様なライフスタイルへの対応
- ⇒生活課題の複雑化

○出生率の低下、少子化

- ⇒地域活動の担い手の減少

○高齢化の進行

- ⇒在宅生活の継続、高齢者の生きがいづくりや地域での活躍の重要性の増大

○働き方改革への対応

- ⇒女性や高齢者が活躍できる環境の整備

2) 分野ごとの課題

<子育て・教育>

- 「子どもを産み」「育てられる」環境を地域全体で整えていくこと
- 教育を通じて個人の可能性を開花させ、一人ひとりが夢や目標を持って積極的に行動し、主体的に社会に参画していくための力を育成すること
- 地域の幅広い学びや体験活動を通じて、人や地域を愛し思いやりのある、自立した人材を地域で育成していくこと

<保健・医療・福祉>

- 予防医療・介護予防の充実を図り「健康寿命」を伸ばすこと
- 村民全体の健康づくりへの意識をさらに高めること
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく過ごせるよう、医療・保健・介護・福祉などが連携して支援していくこと
- 障がい者（児）に対する各種施策による支援の充実や、村民の障がい者（児）への理解の促進
- 多様な福祉ニーズに応え総合的な課題に対応するための「地域包括ケアシステムの構築」と村民一人ひとりが支え合う「地域共生社会の確立」

<地域コミュニティ>

- 村民・地域・行政が一緒になって考え、村づくりを行っていくこと
- 地域の絆や関係性、交流の場を世代間で確認しながら、これからも楽しく暮らしていけるような新たな交流の場と仕組みを創り出していくこと

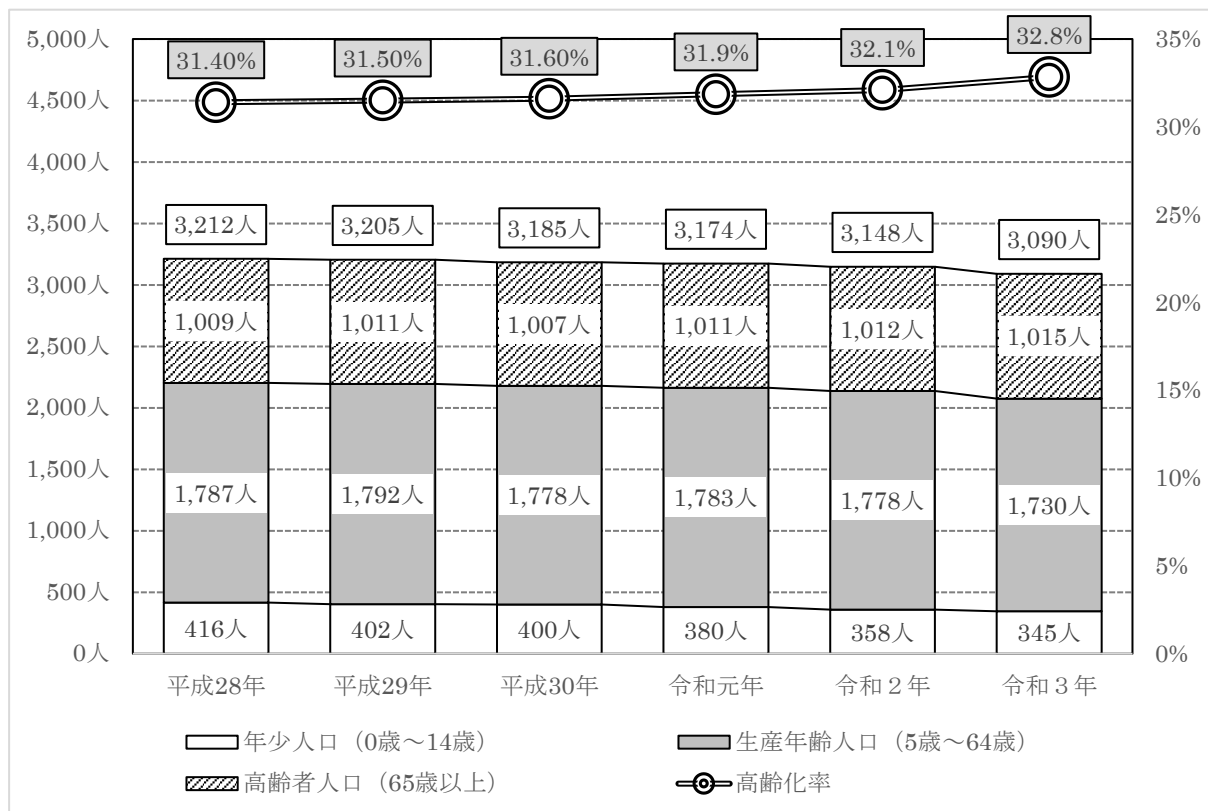
<防災・安全・安心について>

- 隣近所・自治会・地域の関係性を密にし、安心して暮らせる生活環境をつくりあげていくこと
- 公共インフラの計画的な補修・更新

(2) 現状からみた課題

1) 人口の状況

① 総人口の推移



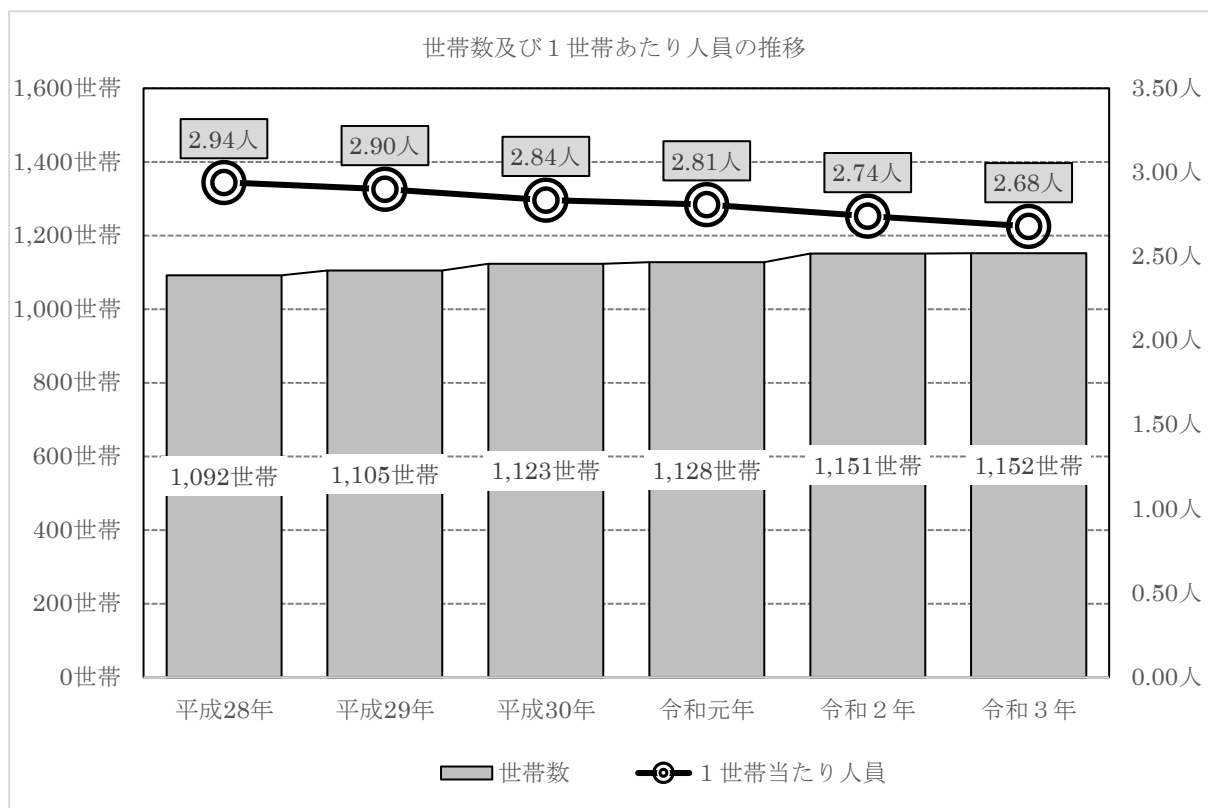
住民基本台帳(各年10月1日現在)

人口は、平成28年以降緩やかな減少傾向にあり、平成28年から令和3年の6年間で122人減少しています。

年齢別にみると、平成28年から令和3年で、年少人口は71人の減少、生産年齢人口は57人の減少となっていますが、高齢者人口は6人の増加となっています。

総人口は減少傾向にあるものの、高齢者人口は増加しているため、高齢化率は上昇傾向にあり、平成28年には31.4%と3割を超え、令和3年には32.8%となっています。

②世帯数等の推移



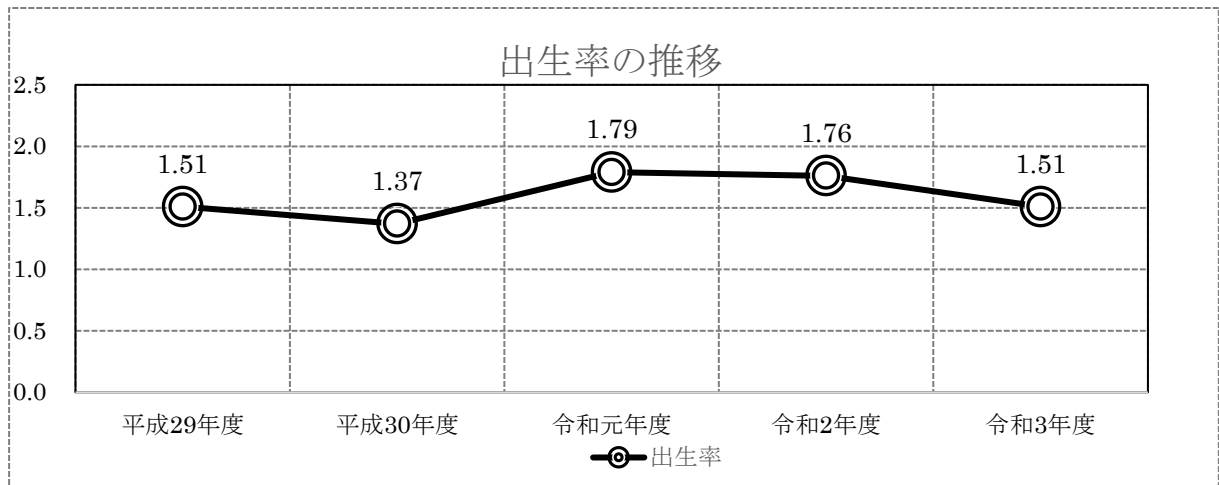
住民基本台帳(各年10月1日現在)

世帯数は、令和3年10月1日現在で1,152世帯となっており、平成28年以降緩やかな増加傾向がみられます。

1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成28年の2.94人から令和3年には2.68人となっております。

2) 出生等の状況

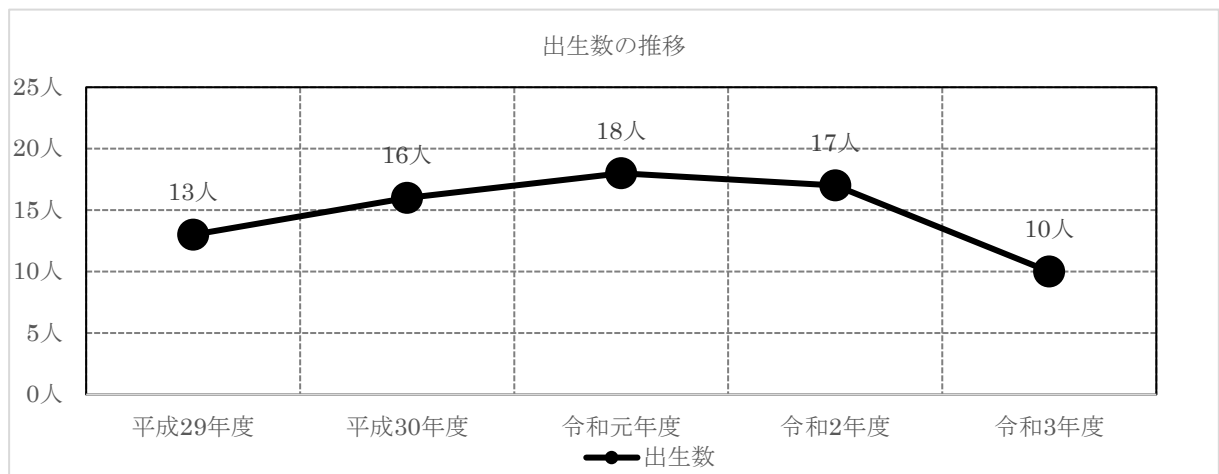
①出生率の推移



大潟村統計データ(各年度末現在)

出生率は、平成29年度に1.51となり、その後減少したり、上昇したりしておりましたが、令和3年度には、平成29年度と同じ1.51となっています。

②出生数の推移

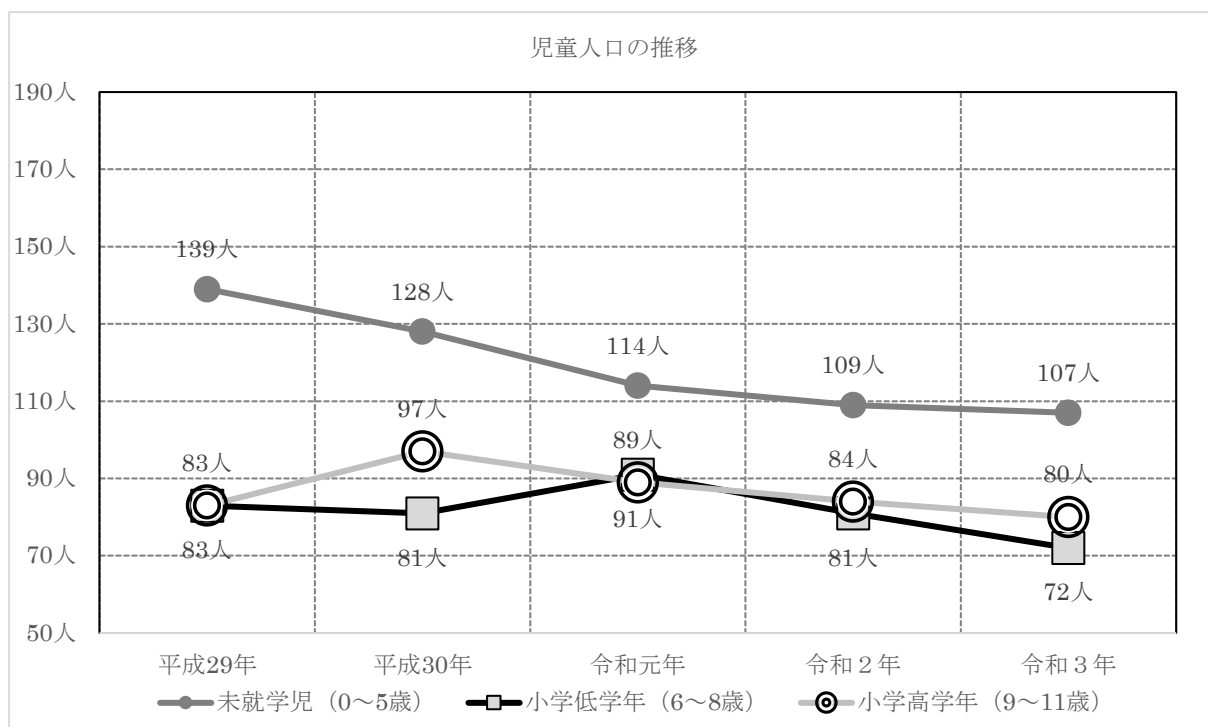


大潟村統計データ(各年度総数)

平成29年度からの出生数の推移をみると、令和元年度まではやや増加しましたが、令和2年度から令和3年度にかけて減少し、令和3年度には10人となっています。

3) 子どもを取り巻く状況

①児童人口の推移

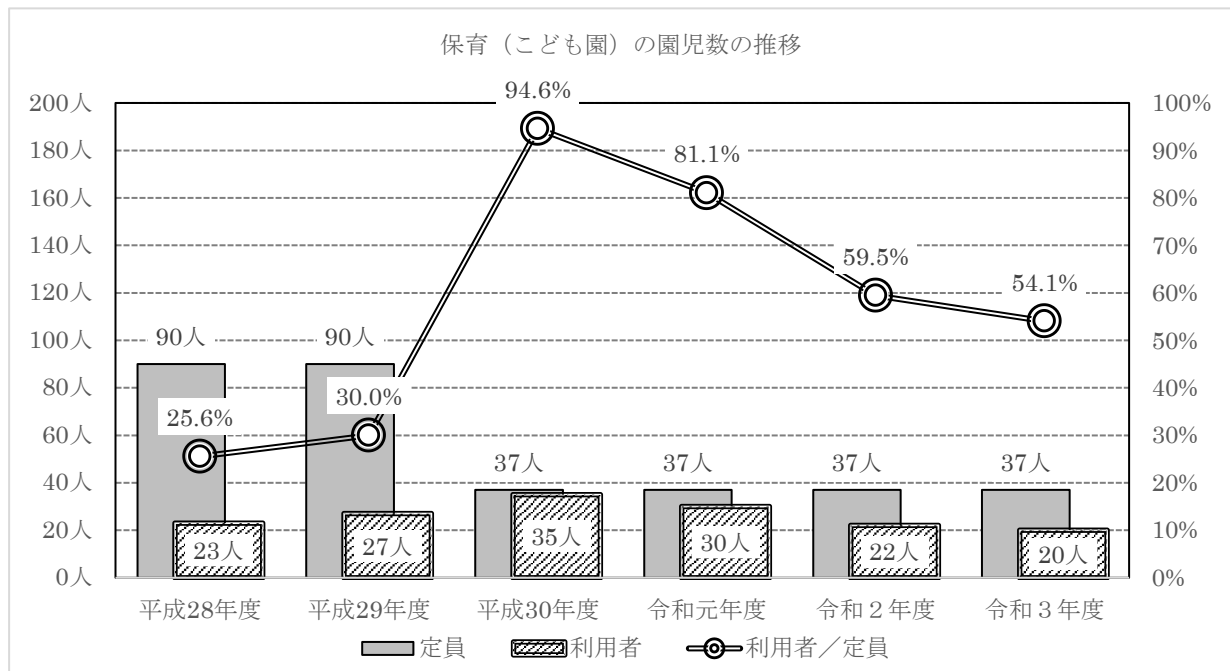


	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
0歳	19人	14人	17人	16人	14人
1歳	19人	22人	16人	18人	16人
2歳	20人	20人	21人	17人	17人
3歳	22人	18人	21人	20人	18人
4歳	31人	22人	17人	21人	20人
5歳	28人	32人	22人	17人	22人
6歳	31人	28人	33人	22人	17人
7歳	22人	31人	27人	33人	21人
8歳	30人	22人	31人	26人	34人
9歳	33人	31人	24人	31人	26人
10歳	31人	33人	31人	23人	31人
11歳	19人	33人	34人	30人	23人

住民基本台帳(各年4月1日現在、外国人登録者数を含めた統計)

0~11歳までの児童人口の推移をみると、各年代ともやや減少傾向にあり、「未就学児(0~5歳)」は平成29年の139人から、令和3年には107人と、32人の減少となっています。

②保育の状況



大潟村教育委員会(各年度4月1日現在)

※平成30年度以降は、こども園の3歳未満児に係る数値

保育園（こども園）の概況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
箇所数	1園	1園	1園	1園	1園	1園
定員	90人	90人	37人	37人	37人	37人
利用者	23人	27人	35人	30人	22人	20人
利用者/定員	25.6%	30.0%	94.6%	81.1%	59.5%	54.1%
保育士	12人	14人	12人	19人	18人	17人
職員	4人	4人	5人	11人	11人	12人

大潟村教育委員会(各年度4月1日現在)

※平成30年度以降は、こども園の3歳未満児に係る数値

待機児童数の推移

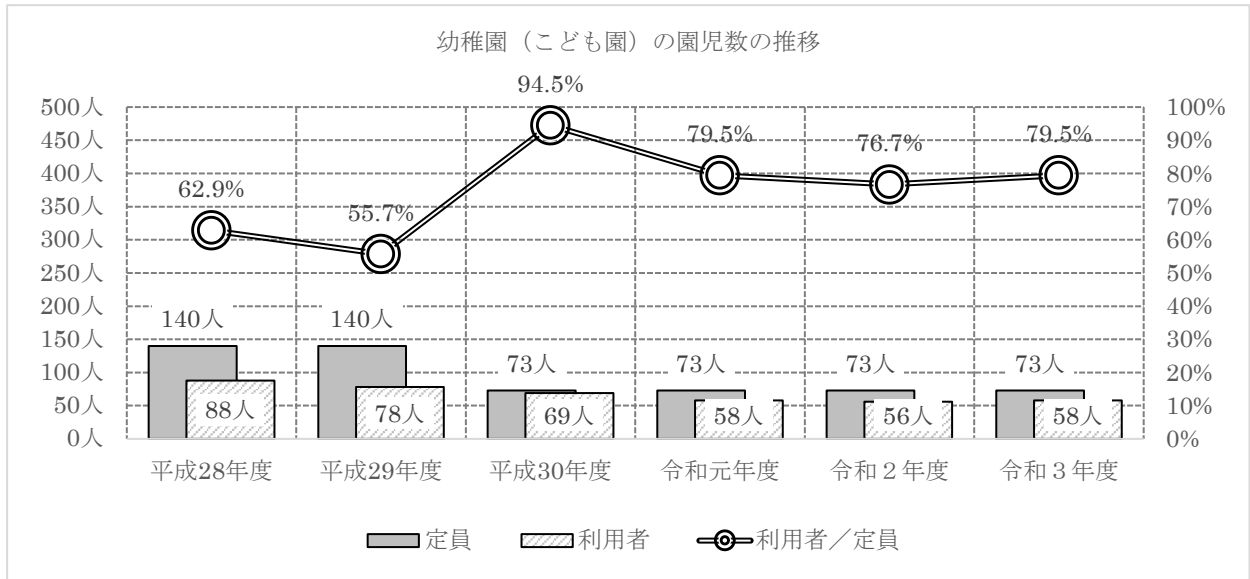
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

大潟村教育委員会

保育園の定員に占める利用者数の割合は、平成30年度はこども園（1園）の3歳児未満の利用は9割を超えていましたが、その後は減少傾向にあります。

待機児童数の推移をみると、平成28年度以降、0人となっています。

③幼稚園の状況



学校基本調査

※平成30年度は、こども園の3歳児以上に係る数値

幼稚園（こども園）の概況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
箇所数	1園	1園	1園	1園	1園	1園
定員	140人	140人	73人	73人	73人	73人
利用者	88人	78人	69人	58人	56人	58人
利用者/定員	62.9%	55.7%	94.5%	79.5%	76.7%	79.5%
教員	7人	6人	6人	-	-	-
職員	5人	5人	5人	-	-	-

学校基本調査

※平成30年度以降は、こども園の3歳児以上に係る数値

幼稚園預かり保育利用人数の推移

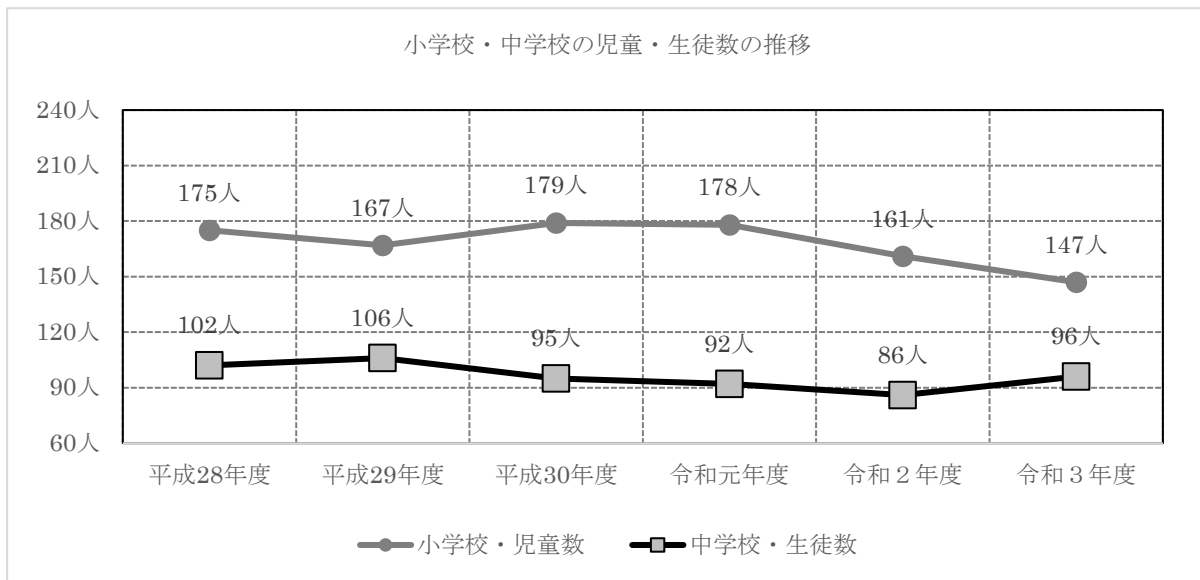
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ人数	6,450人	7,490人	1,401人	1,183人	569人	636人

大湊村教育委員会

幼稚園の定員に占める利用者数の割合をみると平成30年度以降下降傾向にあり、令和3年度には79.5%となっています。

幼稚園預かり保育利用人数は減少傾向にあり、令和3年度には636人となっています。

④小学校・中学校の概況



学校基本調査

小学校・中学校の概況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	箇所数	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	児童数	175人	167人	179人	178人	161人	147人
	教員数	17人	17人	18人	18人	17人	178人
	職員数	8人	8人	8人	8人	9人	10人
中学校	箇所数	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	生徒数	102人	106人	95人	92人	86人	96人
	教員数	15人	15人	17人	16人	17人	16人
	職員数	3人	3人	4人	5人	6人	7人

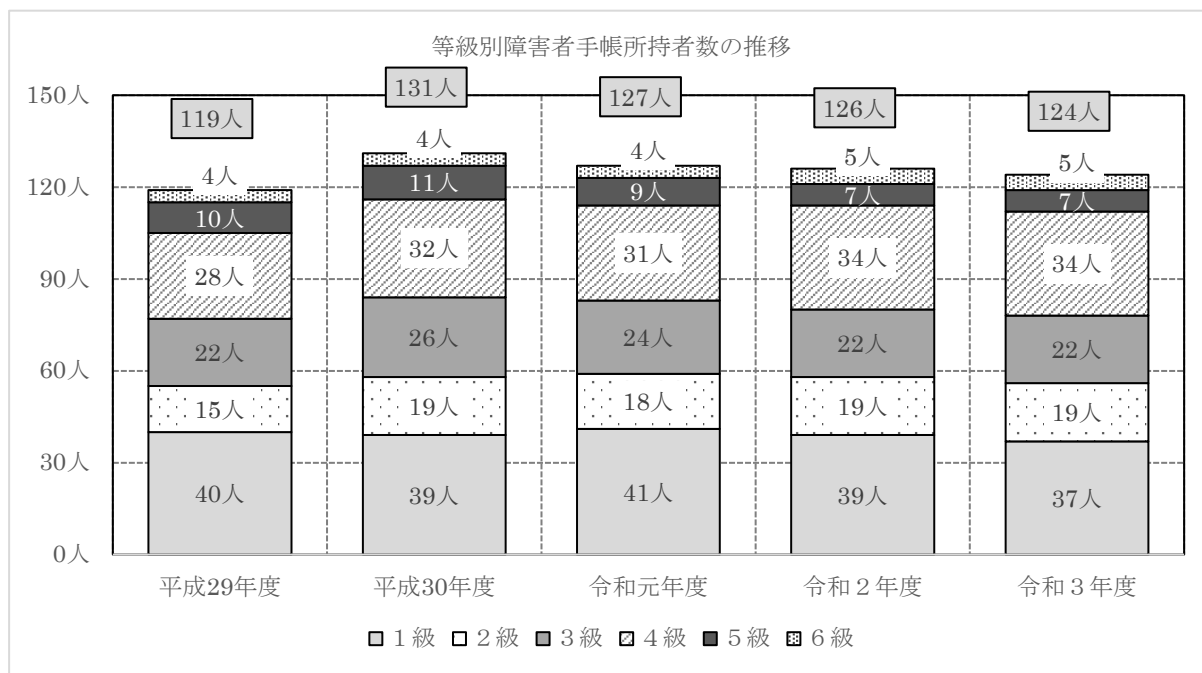
学校基本調査

小学校、中学校ともに学校数、職員数に大きな変化はなく、児童・生徒の受け入れ態勢はほぼ一定のまま推移しています。

小学校の児童数は、平成28年は175人で、その後増減を繰り返し、令和3年度は147人となっております。中学校の生徒数は、平成28年度には102人で、その後増減を繰り返し、令和3年度は96人となっております。

4) 障がい者福祉の状況

①身体障がい者の状況



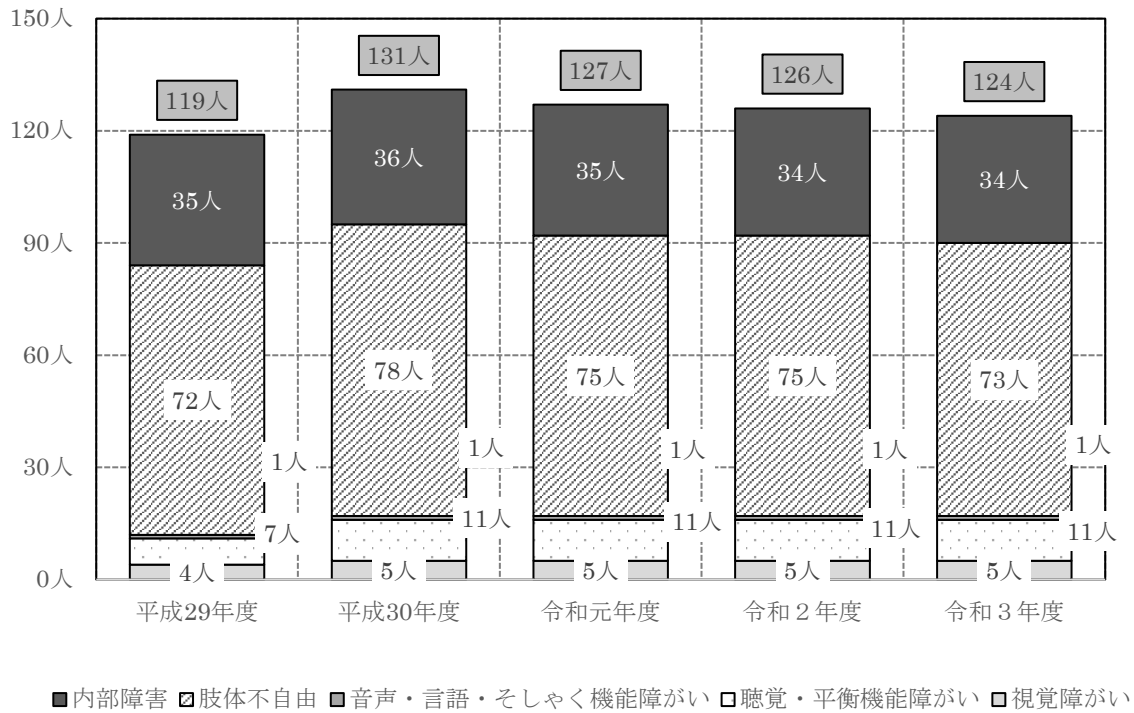
福祉保健課(各年度末実績)

身体障害者手帳所持者数は、平成29年以降120人前後で推移しています。

手帳の等級別にみると、「1級」が最も多く、令和3年には37人となっています。

1・2級及び3・4級は50人前後、5・6級は15人前後で推移しており、1～4級が身体障害者手帳所持者の大半を占めています。

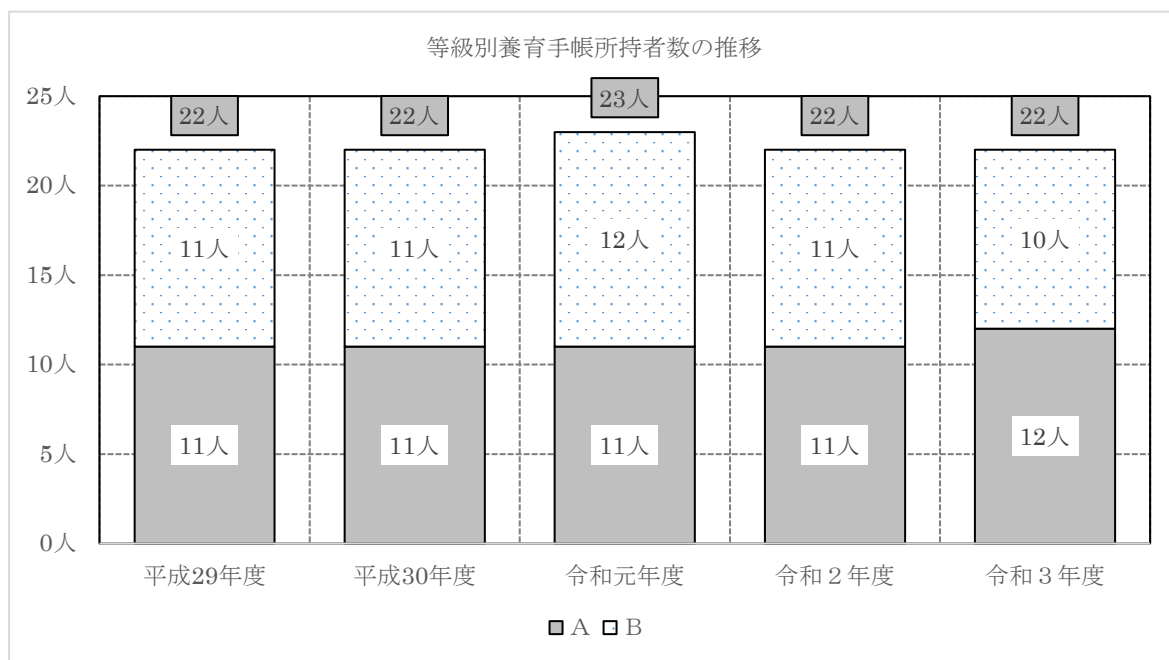
種別別身体障害者手帳所持者数の推移



福祉保健課(各年度末実績)

種別別にみると、「肢体不自由」が各年70人以上と最も多く、ついで「内部障がい」が30人以上となっており多くを占めています。

②知的障がい者の状況

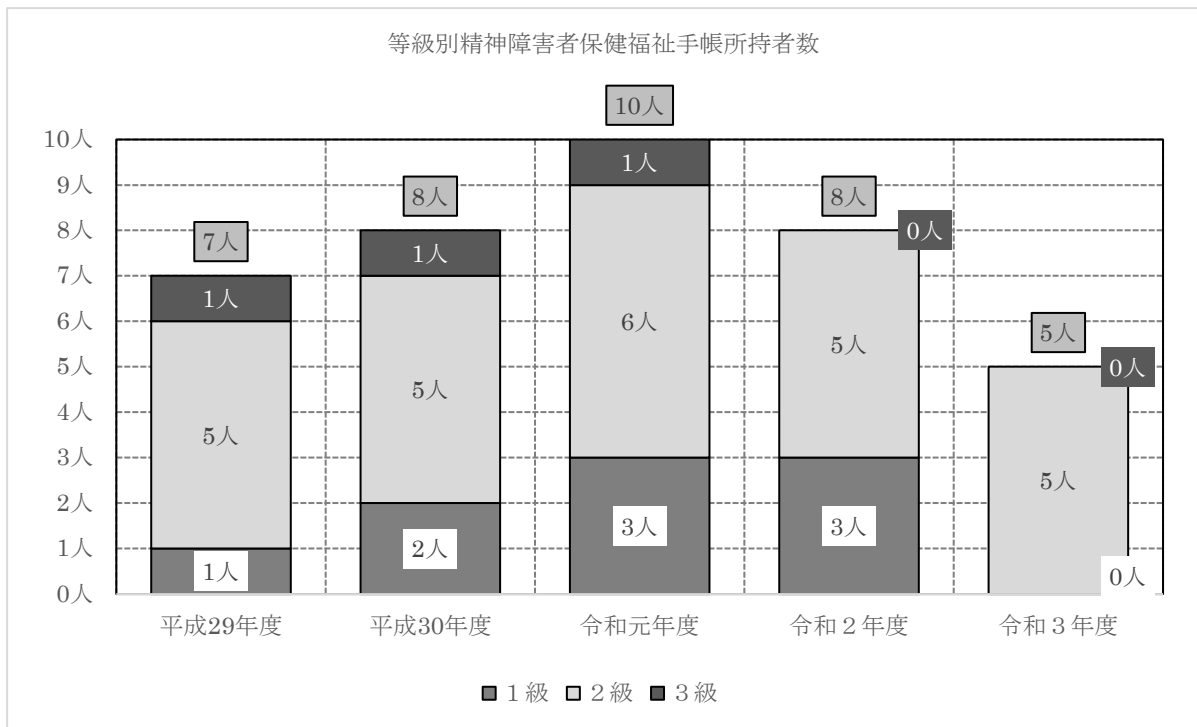


福祉保健課(各年度末実績)

療育手帳所持者数は、平成29年以降22～23人とほぼ一定で推移しています。

等級別にみると、「A（最重度と重度）」はやや増加し、「B（中度と軽度）」は令和元年に12人と増加しましたが、その後減少し、令和3年は10人となっています。

③精神障がい者の状況



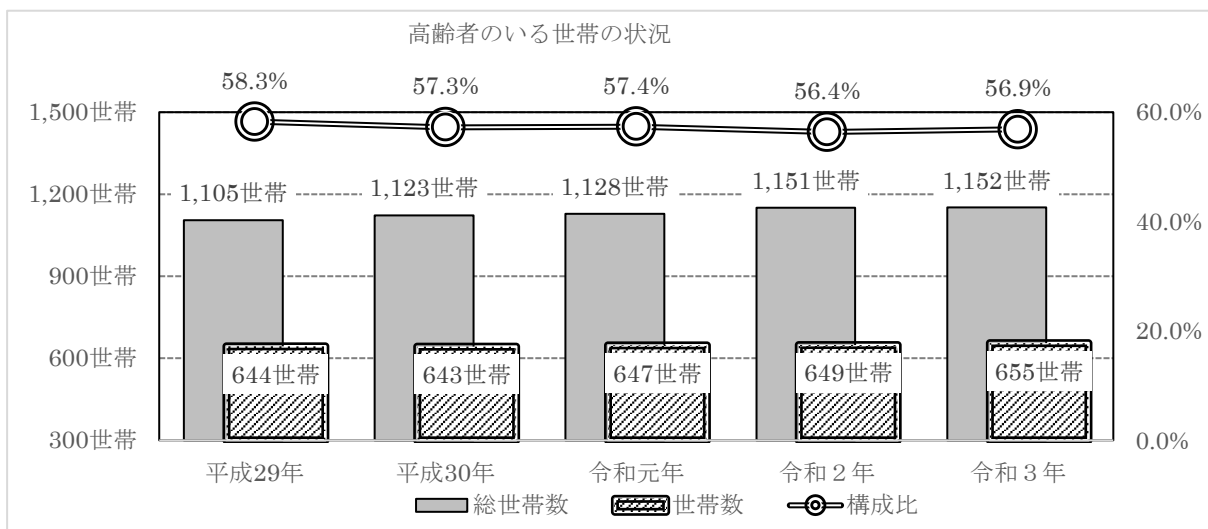
福祉保健課(各年度末実績)

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年に7人となり、令和元年に10人に増加しましたが、その後減少し、令和3年には5人となっています。

等級別では、令和3年に「1級」と「3級」は0人となっており、「2級」が5人となっております。

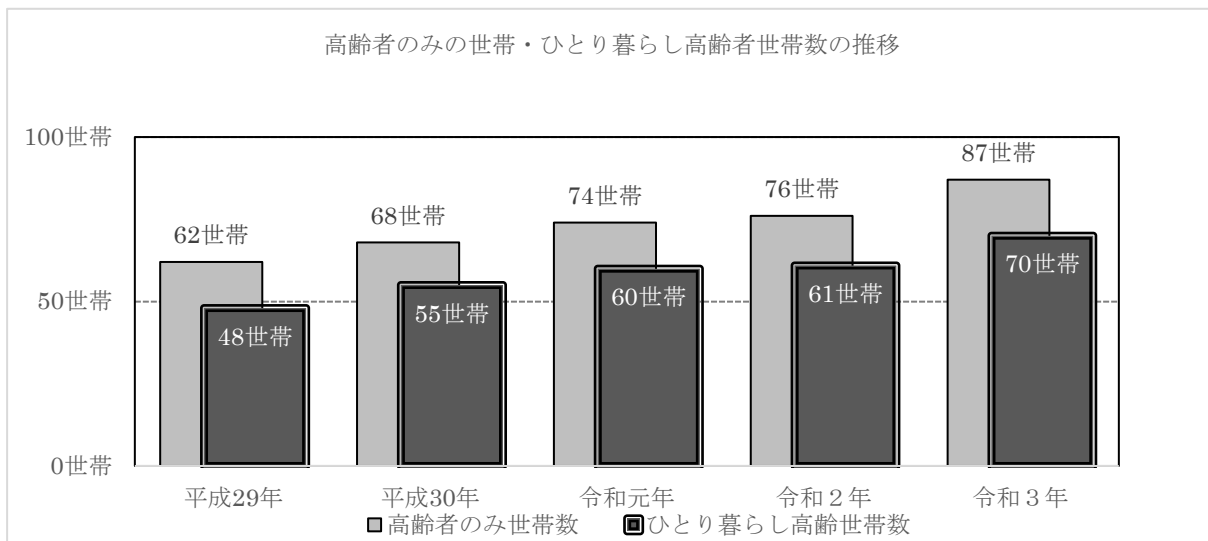
5) 高齢者福祉の状況

① 高齢者のいる世帯の状況



大潟村統計データ(各年10月1日現在)

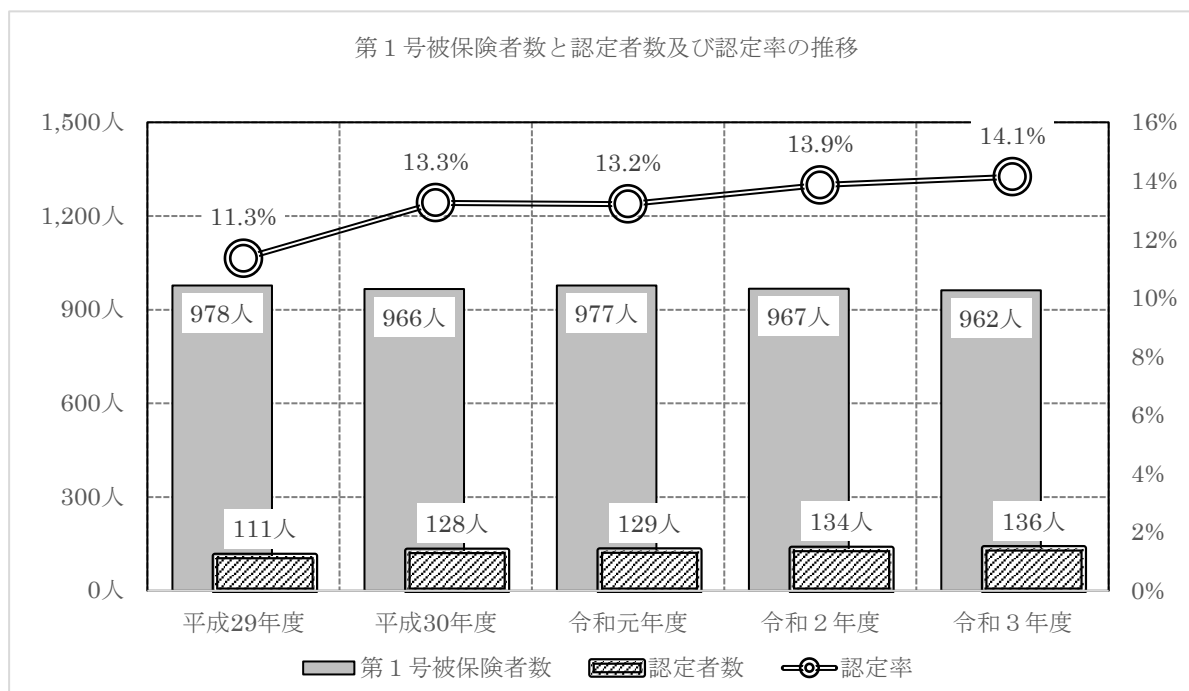
高齢者のいる世帯はやや増加傾向にあり、令和3年には655世帯となっています。
 総世帯数もやや増加しており、総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は56～58%と各年6割近くを占めています。



大潟村統計データ(各年7月1日現在)

高齢者のみの世帯数は平成29年以降やや増加しており、令和3年には87世帯となっています。
 ひとり暮らし高齢者世帯数は平成29年以降やや増加傾向となっており、令和3年には70世帯となっております。

②要支援・要介護認定者の状況



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	10人	11人	13人	11人	12人
要支援2	11人	16人	11人	14人	12人
要介護1	21人	22人	34人	30人	28人
要介護2	17人	17人	17人	16人	25人
要介護3	20人	21人	21人	29人	30人
要介護4	19人	23人	15人	13人	14人
要介護5	13人	18人	18人	21人	15人
合計認定者数	111人	128人	129人	134人	136人

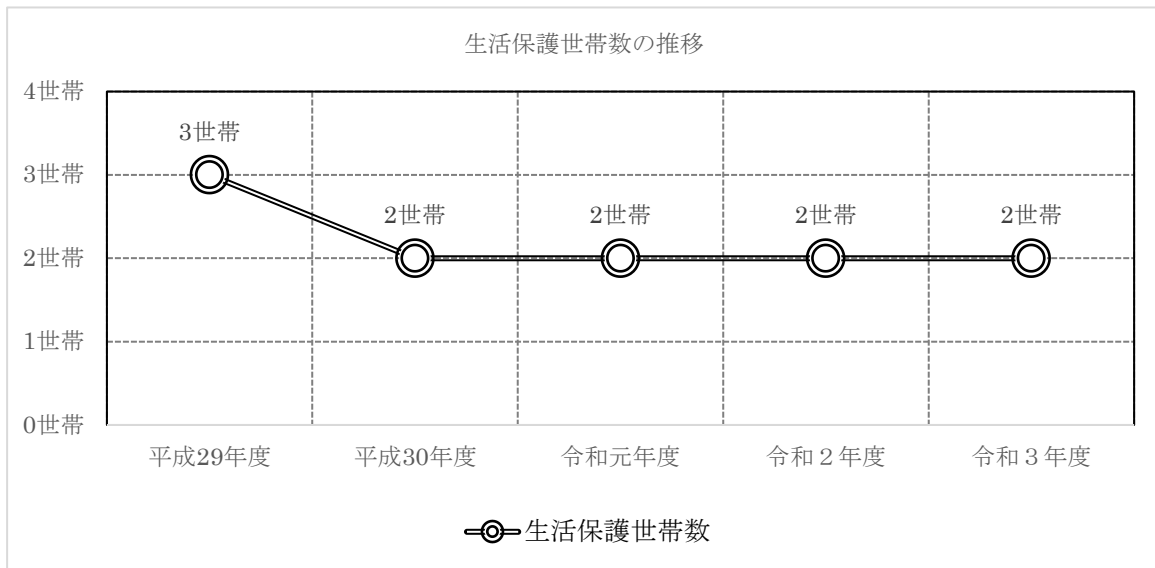
介護事業状況報告(各年度末現在)

第1号被保険者数は令和3年度には962人となっており、平成29年度より16人減っています。一方、認定者数は平成29年度以降増加傾向にあり、認定率は平成29年度(11.3%)から令和3年度(14.1%)にかけて2.8ポイント上昇しています。

要介護度別認定者数をみると、令和元年度に「要介護1」が増加し、令和3年度にかけては「要介護2」、「要介護3」が増加しています。

6) その他の状況

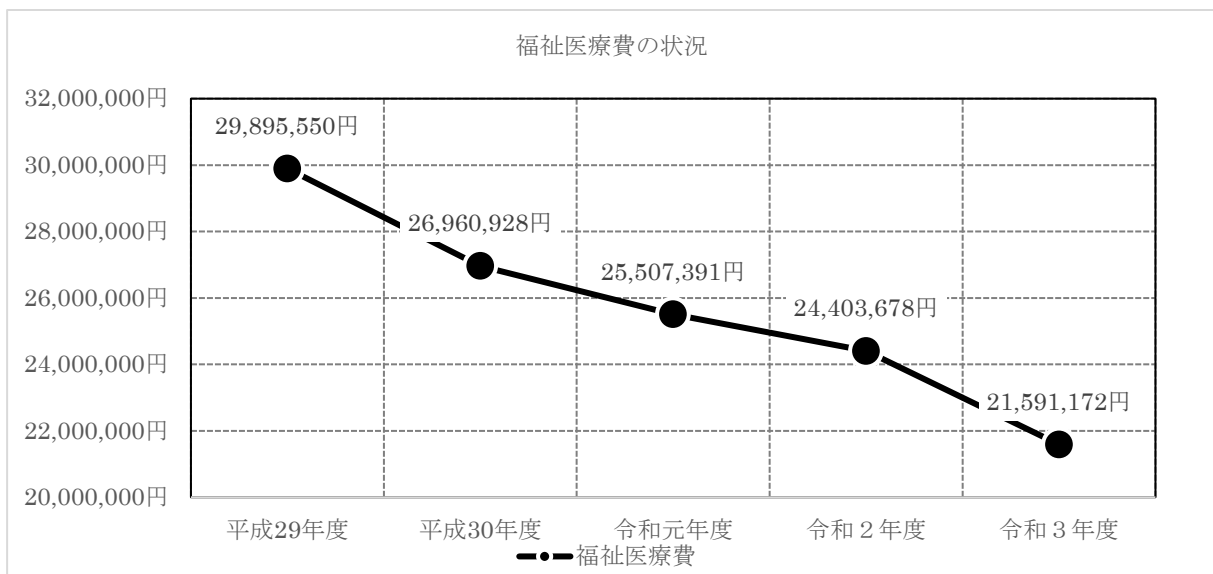
①生活保護の状況



大潟村統計データ(各年度末現在)

生活保護世帯数は、平成30年度に2世帯となっており、その後増減はみられません。

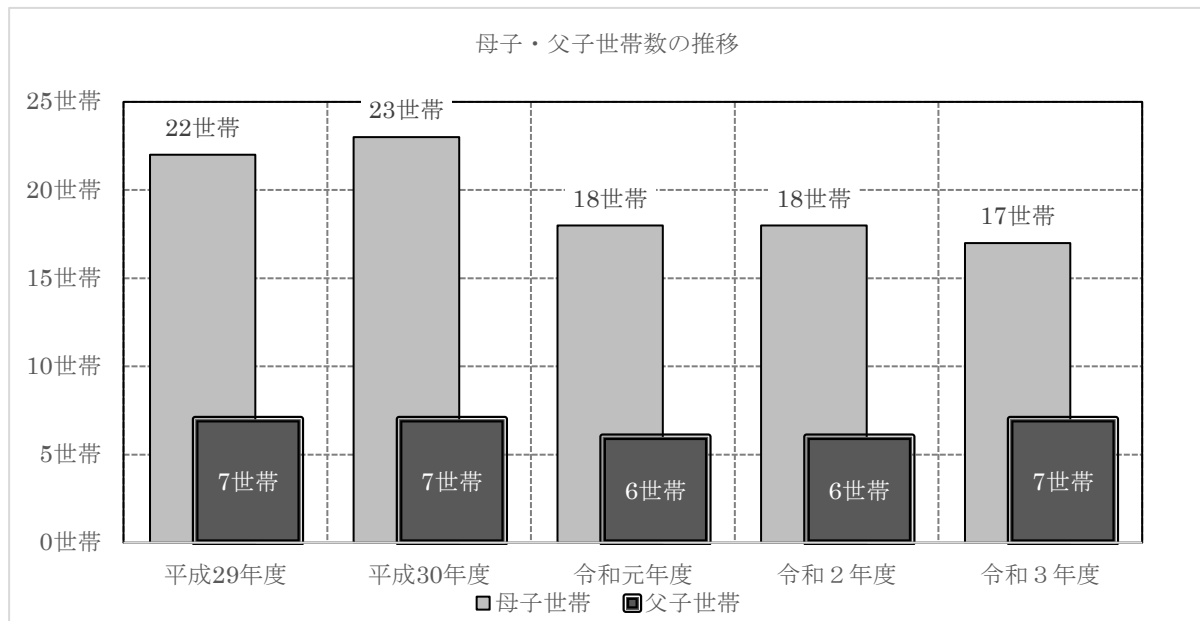
②福祉医療の状況



大潟村統計データ(各年度末現在)

福祉の増進を図るため、子どもや障がい者、ひとり親家庭等に対し、保険診療の一部負担金に相当する額について給付を行う福祉医療費の状況を見ると、年々減少傾向にあります。

③母子・父子世帯の状況



大潟村統計データ(各年度末現在)

母子・父子世帯数の推移をみると、母子世帯数は減少傾向にあり、令和3年度には17世帯となっています。

母子世帯に比べると父子世帯数は少ないものの、令和3年度には、7世帯となっています。

第 3 章

計画の方向性

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「第2期大潟村総合村づくり計画」においては、世代間の絆を深め、相互に助け合いながら、村民一人ひとりが生きがいを持って、安心して暮らしていける村づくりの将来像として、

住み継がれる元気な大潟村
- 未来の子どもたちのために -

を掲げています。

この将来像の実現に向けて、保健・医療・福祉分野においては、

一人ひとりが生きがいを持ち、共に支え合いながら元気で健康に過ごす村

また、地域コミュニティの分野においては、

地域の絆を大切にし、世代間交流が活発で楽しく暮らす村

という基本目標を設定して、各分野に相当する個別計画に基づいて施策の展開を図っています。

特に本計画と密接に関わる“地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築”においては、以下のような方針にしたがって施策の展開を図っております。

<地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築>

村民が互いに支え合い、繋がりを持った地域共生社会の実現を目指し、村の特色である農業を活かした福祉活動の推進と福祉環境の整備を図ります。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送れるように、包括的な支援に向けた体制づくりや人材の育成、福祉教育の充実に取り組みます。

1. 地域包括ケアシステムの推進
2. 多機関協働の推進
3. 地域福祉活動体制の整備と充実
4. 農福連携の推進
5. 人材育成と福祉教育の充実
6. 福祉医療の拡充

国では「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備の一環として、地域福祉計画を福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけることとしており、本村の最上位計画である「第2期大潟村総合村づくり計画」で進めている方向性と整合性を図りながら、福祉の各分野の共通事項について取りまとめた計画として取り組んでいきます。

○ **一人ひとりが地域の問題に気づき、「我が事」として行動する**

地域福祉の推進にあたっては、村民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を「他人ごと」ではなく「我が事」としてとらえ、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整えることが重要となります。

○ **地域の問題の解決に向けて行動できる人を育てる**

地域の問題に気づき、「我が事」としてとらえ行動する村民を増やしていくためには、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実が求められます。また地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための各種福祉教育の推進、地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも必要となります。

○ **個々の取組をつなげ、地域全体で展開する**

さらに、個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

○ **地域で支え合いながら、一人ひとりが生きがいを持って元気に過ごすことができるまちづくりを推進**

本村の取組としては、こうした地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない課題に対して、きめ細やかな福祉サービスを提供することが求められます。

本計画では、「第2期大湊村総合村づくり計画」を踏まえ、村民が相互に助け合い、元気に暮らしていくむらづくりを推進していくため、村民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するための行動指針として、基本理念を以下のように設定します。

**一人ひとりが主役となり、
お互い様の気持ちで支え合う、
みんなが元気に楽しく暮らす村**

(2) 計画推進の視点

地域福祉の推進を図るためには、村民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、村民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境整備などの取組強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取組を進めていきます。

- 視点1：気づく
- 視点2：育てる
- 視点3：つなげる
- 視点4：支え合う

情報提供や啓発活動により、地域や福祉に対する関心を高め、地域への関心を持った人や地域で活動する諸団体に適切な学習の機会を提供することで、地域福祉の担い手を育て、地域福祉の推進に向けて主体的に行動する個人や団体をつなぐネットワークを構築し、村民、地域、行政が相互に支え合い、村全体の地域福祉の推進を図ることを目指します。

2 基本施策

基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進

地域福祉の推進を図るためには一人ひとりに地域のことをより知ってもらい、地域の中の課題に気づき、地域の中でできることに積極的に取り組んでいってもらうことが大切になります。

一人ひとりが主役となり、地域の中で活躍してもらうために、地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組むとともに、具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取組の充実を図ります。

また、個々の取組がより効果的に進められるように地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

村民一人ひとりが抱えている課題は様々であり、多様な課題に対して、きめ細かな取組を展開していくことが求められます。

子どもや子育て家庭に関しては、核家族化や就労形態の多様化、子育てに係る経済的負担の増大など、家庭だけで子育てしていくことが大変になってきています。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるように妊娠・出産期の支援から保育環境、教育環境の整備まで一連の施策を講じ、総合的な支援を展開していきます。

高齢者については、地域の中で安心して生活できるように、保健・医療・介護・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えるとともに、地域の中で互いにできることを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての村民がいきいきと暮らしていくことができるように環境づくりを推進します。

また、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護予防から在宅介護サービスや施設介護サービスまで、高齢者の状況に応じて切れ目のない支援ができる体制を整備していくことも必要であり、引き続き、総合的な高齢者福祉施策を推進します。

障がいのある方に対しては、一人ひとりの主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるように、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

基本施策3 健康づくりの推進

若い世代も高齢者も、すべての人にとって健康はかけがいのないものです。

高齢期には加齢にともない身体能力が低下していくため、若い頃から自身の健康を気づかい、無理せず健康づくりに取り組む生活習慣を確立することが大切となります。

また趣味や生きがいなどを持ち、充実した生活を送ることは心身に張りをもたらし、健康を維持することにもつながると思われます。

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されていくと考えられるため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

基本施策4 安全・安心のまちづくりの推進

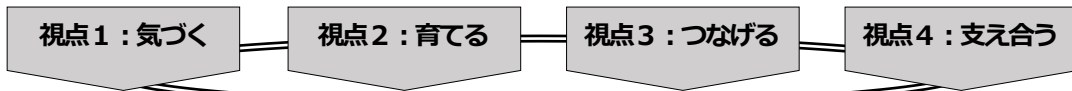
すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

3 施策の体系

<基本理念>

一人ひとりが主役となり、お互い様の気持ちで支え合う、
みんなが元気に楽しく暮らす村

<計画推進の視点>



<基本施策>

基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進

(1) 地域でともに支え合う仕組みの構築

- 1) 相談支援体制の充実
- 2) 多様な連携・協働の推進
- 3) 地域の課題の早期発見・早期対応
- 4) 地域福祉を支える担い手の育成
- 5) とともに集う場の整備

(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進

(3) 成年後見制度の利用促進

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

(1) 子どもたちの成長を支える支援の充実

- 1) 安心して子どもを産み育てられる環境の構築
- 2) 保育の充実
- 3) 教育環境の充実

(2) 高齢期の生活を支える支援の充実

- 1) 高齢者の生きがいづくりの推進
- 2) 自立した生活の支援
- 3) 介護・福祉サービスの基盤の整備

(3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実

基本施策3 健康づくりの推進

(1) 健康寿命延伸のための支援

- 1) 運動や食生活の改善による生活習慣病予防の取組
- 2) 心の健康づくりの支援
- 3) 一人ひとりの健康管理の支援
- 4) 健康づくりの支援に向けた基盤の整備

基本施策4 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

(2) 安全・安心な地域環境の整備

第 4 章

地域福祉の推進

基本施策 1 とともに支え合う地域づくりの推進

(1) 地域でとともに支え合う仕組みの構築

地域において何らかの福祉的な支援を必要とする人が抱える課題は、多様で複雑化しており、これまでの公的支援だけでは解決が難しい制度の狭間にある課題もみられます。そのため、制度・分野ごとの縦割りではなく、その人が抱える課題を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制が必要です。

また、行政や福祉関係者だけではなく、村民が地域の課題を他人ごとではなく我が事としてとらえ、支え合えるような仕組みの構築が必要です。

そのため、村民をはじめ地域に関わるすべての人が協働して地域課題の解決を図り、福祉サービスの受け手と支え手を固定化せず、互いに支え合いながら自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指します。

1) 相談支援体制の充実

施策・事業名	内容・取組方向
包括的な相談支援体制の構築	<p>○高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業、保健センター、子育て支援センターにおいて高齢者、障がい者、子ども・子育てなど各分野における相談体制の充実を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会へ「なんでも相談支援センター」を設置し、複合的な課題や制度の狭間にあるような課題を抱える方の相談を丸ごと受け止め、関係する多機関が連携してその解決にあたる包括的な相談支援体制の構築を図ります。また、多機関の協働による包括的な支援事業をベースとした「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた体制を構築します。</p>

2) 多様な連携・協働の推進

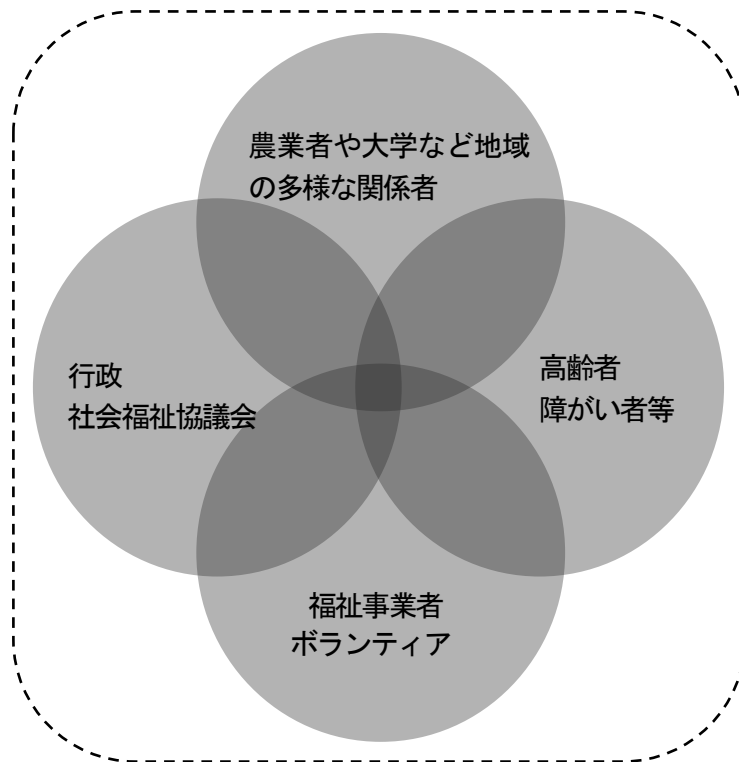
施策・事業名	内容・取組方向
民生・児童委員協議会との連携	○民生・児童委員は地域における社会福祉の推進役として村民の立場に立って、村民と各公的機関との橋渡しや相談援助活動、訪問活動を行っています。民生児童委員活動を支援し、連携することで、きめ細かな地域福祉の向上を図ります。
社会福祉協議会との連携	○社会福祉協議会は行政とともに、地域福祉を推進する中心的な団体であり、社会福祉協議会活動を支援し、連携することで、多様化する地域課題の解決と地域福祉の向上を図ります。
地域包括ケアシステムの推進	○高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、保健・医療・介護・予防・生活支援などが連携し、切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。
農福連携の推進	○農業と福祉を連携し、高齢者の生きがいづくりや障がい者、生活困窮者等の就労支援を図ります。 また、福祉関係者だけでなく、農業者など地域の多様な関係者が連携することで、地域力の強化と地域福祉の向上を図ります。

農福連携とは

農福連携とは、農業と福祉が連携することによって、豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用することや、障がい者等の就労及び雇用の場への支援を行って地域還元を図り、地域福祉の向上と地域の活性化を目指すものです。

本村では、村と社会福祉協議会に加え、農業者や高齢者、障がい者、福祉事業者、大学、ボランティアなど多様な関係者が連携を図り、独自の農福連携を推進することで、各種福祉の増進を目指します。

そのためにも、村の特色である農業の生産や景観、癒やし、学習、交流など多面的機能を活用していきます。



上記は大湯村農福連携推進に関する基本構想の構造を示しています。

地域の多様な関係者がそれぞれ役割を持ちながら連携していくことで、村独自の農福連携を推進します。

また、上記の障がい者等とは障がい者や福祉施設利用者、生活困窮者並びにひきこもり等を指しています。

3) 地域の課題の早期発見・早期対応

施策・事業名	内容・取組方向
包括化推進員の配置	○社会福祉協議会に包括化推進員を配置し、地域住民が抱える福祉ニーズの把握、地域に不足する社会資源の創出などを行い、地域の生活課題の早期把握と適切な相談支援体制の確保を図ります。
生活支援コーディネーターの配置	○社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者支援のニーズと社会資源を把握し、高齢者支援の担い手やサービスの開発により高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を図ります。
情報共有の徹底	○地域包括ケア会議や包括化推進会議、生活支援体制整備協議体など関係機関が連携する会議において、それぞれの情報を共有し、地域の課題に迅速かつ適切に対応できる体制整備を図ります。 ○ケース検討会議において、関係機関が連携して、ひとり暮らし高齢者などの見守りを行います。

4) 地域福祉を支える担い手の育成

施策・事業名	内容・取組方向
福祉ボランティア団体等への支援	○村内福祉団体及びボランティア団体などが実施する研修事業や活動を支援することで、積極的な団体活動を促進し、地域福祉活動へ参画する支援者の育成、スキルアップを図ります。 ○村内ボランティア団体と連携を図り、次世代を担うボランティアを育成するため、関係機関や関係団体と連携し、若い世代がボランティア活動への関心を持ち、積極的に参加してもらうように支援します。
福祉教育の推進	○社会福祉協議会が実施する小、中学生、高校生へのボランティア体験の推進のほか人権教室の開催、認知症サポーター養成講座などを通して、幼少期からの福祉教育と地域住民の福祉への関心を高め、地域福祉の担い手の育成を図ります。

5) とともに集う場の整備

施策・事業名	内容・取組方向
村民センターの整備	○村民の福祉、教育、コミュニティ活動や冠婚葬祭利用施設として村民センターの計画的な補改修を実施し、効率的な管理運営を実施することで、利用しやすい環境を整備します。
ふれあい健康館の整備	○高齢者の生きがいづくりや交流、活動の拠点施設としてふれあい健康館の計画的な補改修を実施し、利用しやすい環境を整備します。
交流拠点の確保	○ふれあい交流サロン「ちょこっと」や男女共同参画拠点「ちゃっこ」など村民が気軽に集える場所を整備し、地域コミュニティの強化につなげます。

(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進

誰もが住みよい地域をつくる上では、一人ひとりの人権が尊重され、性別や年齢に関わらず、誰もが生きがいや役割を持ち、様々な社会活動や地域活動に参画できる環境の整備が必要です。

そのため、人権意識の醸成を図り、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

施策・事業名	内容・取組方向
人権教育の推進	○人権擁護委員と連携しながら、小学生を対象とした人権教育の実施や人権教室の開催等により、人権擁護の意識醸成を図ります。 ○互いの持つ価値観の違いや、多様性を認め合う意識醸成を図ります。
男女共同参画の啓発	○性別に関係なく村民一人ひとりがより自分らしく、いきいきと能力を発揮することのできる社会づくりのため、広報活動や講演会の開催等により男女共同参画の啓発に努めます。
虐待防止対策の推進	○子どもや障がい者、高齢者等の虐待防止に向けて、それぞれの関係機関と連携しながら、速やかに対応できる体制整備を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者や精神上の障がいなどにより判断能力の十分でない成年者の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を整備し、実情に応じた利用促進を図ります。

成年後見制度利用促進基本計画

○ 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直し、平成12年（2000年）4月1日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており（以下「後見等」という。）、家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援するものです。

○ 制度の利用促進の方向性

村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

○制度の利用促進に向けた取組

施策・事業名	内容・取組方向
成年後見制度の普及・啓発	○ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加にともない、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、制度の普及・啓発を図ります。
相談体制の整備	○村、地域包括支援センター、社会福祉協議会において相談体制を整備しており、今後も連携しながら、村民が安心して相談できる環境の充実とニーズの把握に努めます。
成年後見人の担い手確保	○成年後見制度の利用について、職員や関係者等の資質向上のため、県などが開催する研修会等へ積極的な参加を図り、成年後見人の育成に資する研修参加の促進や周知に努めます。
地域連携ネットワークの構築	<p>○住民の権利擁護の支援のため、地域ケア会議や包括化推進会議など既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りながら地域連携ネットワークの構築に努めます。</p> <p>○地域連携ネットワークにおいては、既存の各連携会議での情報共有により、ニーズの把握に努めるとともに、多機関の連携による早期の支援体制を整備し、適切な成年後見制度の利用を促進します。</p> <p>○必要に応じて、地域連携ネットワークを弁護士等の専門家も含めた協議体として拡大し、法律や福祉の専門的な見地からの課題解決、支援を図ります。</p>
中核機関の設置検討	○中核機関は地域連携ネットワークと連携した、専門的な役割が求められており、県や周辺地域と連携した広域的な体制も含めて設置を検討します。
成年後見制度利用支援事業	○認知症や障がいにより判断能力が十分でなく、日常生活の意思決定が難しい方や介護保険サービス等の利用に支障がある方を対象に、制度に対する理解が不十分だったり、身寄りがない、家族から虐待を受けているなどの事情により、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず申し立てができない場合に、村長が成年後見制度等開始審判申し立てを行い、対象となる方の権利擁護を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	○判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなど社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

基本施策２ きめ細かな福祉施策の推進

(1) 子どもたちの成長を支える支援の充実

少子化が加速度的に進む中で、安心して妊娠・出産・育児が行える環境の整備は重要であり、子どもたちが健やかに育つよう、保健・医療・福祉・教育などのネットワークを構築し、様々なニーズにあった支援ができる体制を整えます。

また、社会状況やライフスタイルの変化により個々のニーズがより多様化する中で、村民が郷土を愛し、村外の人たちとも交流を深めてお互いに学び合える環境の構築を目指し、次世代を担う子どもたちの育ちを地域ぐるみでサポートする体制づくりを推進し、子どもたちが成長しても故郷を愛し、大事にしたいと思えるような取組を充実させていきます。

1) 安心して子どもを産み育てられる環境の構築

施策・事業名	内容・取組方向
妊娠・出産への支援	<ul style="list-style-type: none">○不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、安心して不妊治療を受けられるよう治療費を助成し、妊娠、出産を支援します。○安心して出産できるよう、妊婦健診の費用を支援します。○講座の開催や相談体制を充実させ、妊娠・出産・育児を支援します。○妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行うため、ネウボラを設置し支援を行います。○出産祝い金を支給することで、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。○子育てに係る経済的負担の軽減及び乳幼児の安全確保を目的に、チャイルドシートの購入費の一部を補助します。○満3歳未満の乳幼児の保護者に対して、ごみ袋を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。
未熟児養育の支援	<ul style="list-style-type: none">○養育のために入院が必要な未熟児に対し、必要な医療費を給付することで、未熟児の養育を支援します。

乳幼児健診の実施	<p>○乳幼児健診を行い、身体発達、精神運動発達を確認するとともに、保護者の育児不安の解消や生活の助言、指導を行います。</p> <p>○幼児歯科健診や歯みがき指導、おやつ指導を行い、う歯（むし歯）を予防するとともに食生活の助言を行います。</p>
年中児健康相談の実施	<p>○3歳児健診と就学時健診の間に、4歳児の発達状況を確認し、課題に早期に対応することで、就学時期に向けた適切な支援を行います。</p>
遊び場の確保	<p>○子どもたちの健やかな成長のため、安全で安心な遊び場の確保を図ります。</p>

2) 保育の充実

施策・事業名	内容・取組方向
子ども・子育て支援事業計画の整備	○計画的かつ効果的な事業の実施を図るため、子ども・子育て支援計画を整備し、適宜評価、改訂を行い、地域ぐるみで子育て支援を推進します。
子育て支援センターの設置	○子育て家庭及びこれから子育てをはじめめる家庭に対する育児不安等についての相談指導、保育サービスの情報提供、子育てサークル等の育成・支援など、子育てに関する一元的な支援体制により、育児支援の充実を図ります。
季節保育の実施	○農繁期における一時預かり保育の拡充や、土曜日の1日保育を実施するなど、春秋の農繁期の保育ニーズに対応します。
在宅子育て世帯への支援	○未就園児（2歳児まで）を在宅で子育てしている世帯に対し、在宅子育て応援商品券や一時預かり保育利用券を配布し、在宅子育てに要する経済負担の軽減を図ります。 ○一時預かり保育事業を実施し、未就園児に対する集団保育の経験と、保護者の育児負担の軽減を図ることで、在宅子育てを支援します。
放課後の児童への支援	○共働きやひとり親家庭の児童が放課後や長期休業中、安全で充実した生活を送ることができるとともに、保護者も安心して働くことができるように、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

3) 教育環境の充実

施策・事業名	内容・取組方向
学習生活支援員の配置	○こども園、小学校、中学校で特別支援を必要とする園児、児童、生徒へ、学習生活支援員を配置することで、個々の実態や保護者の要望に応じたきめ細やかな支援を行います。
コミュニティ・スクールの推進	<p>○コミュニティ・スクールを通じて、犬島村における特色ある学校運営を図り、地域ぐるみでの教育環境を整備します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※コミュニティ・スクールとは 学校運営協議会制度と呼ばれるもので、保護者代表や地域住民などから組織される学校運営協議会が、学校や教育委員会と連携しながら、学校運営に参画し、地域の声を積極的に活かしていくことで地域一体となった特色ある学校運営を図るものです。</p> </div>
総合的な体験活動の推進	<p>○多様な講座、教室を開催することで、子どもの安全で健やかな居場所の確保と体験活動の充実を図ります。</p> <p>○地域の大人が指導者として子どもたちに様々な体験をさせることで、心豊かな人間力を育むことができます。また、多様な能力・技術を持つ大人の活動の場となることで、地域貢献や生きがい対策にもつながります。</p>
児童・生徒の安全確保	○登下校時に不審者が現れたり、事故があったりした場合に、早期発見や迅速な対応と防犯対策のため、地域ぐるみによる登下校時の巡回や見守りを実施し、児童・生徒の安全確保を図ります。
教育費用の負担軽減	○日本政策金融公庫及び村内金融機関から教育資金の融資を受けた村民に対し、利子補給を図るなど教育機会の均等と経済的負担の軽減を図ります。

(2) 高齢期の生活を支える支援の充実

我が国では急速な人口減少と少子高齢化が進んでおり、村も例外ではありません。それにともない、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加していくと考えられます。そのため、高齢者を地域全体で支えていくとともに、高齢者の自立支援と可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける地域づくりを推進します。

1) 高齢者の生きがいつくりの推進

施策・事業名	内容・取組方向
団体活動の支援	○高齢者団体や高齢者サークルが行う交流活動を促進し高齢者が自分らしく、いきいきと暮らしていけるよう生きがいつくりを支援します。
農福連携の推進（再掲）	○農業の経験や知識を持った高齢者やひきこもりがちな高齢者の活躍の場を提供し、一人ひとりが役割と生きがいを持って暮らしていけるよう、農福連携を推進します。
生涯学習の推進	○高齢者学級を開催し、高齢者の生涯学習の機会を確保します。また、高齢者の豊富な知識や経験を活かし生涯学習講座の講師を担ってもらうことで生きがいつくりを支援します。

2) 自立した生活の支援

施策・事業名	内容・取組方向
健康増進の取組	○温泉入浴券の助成や、はり、きゅう、マッサージ療養費の助成により高齢者が明るく健康に過ごせるよう、健康増進の取組を推進します。
在宅生活の支援	○買い物や食事の支度が困難な高齢者に対し、社会福祉協議会が実施する配食サービスを支援し、健康で自立した生活を送れるよう支援します。 ○要支援者が利用する介護用ベッドレンタルの一部助成や介護保険事業による住宅改修の支援等により、在宅での自立支援と家族の負担軽減を図ります。 ○緊急通報システムにより、緊急時における連絡体制を確保するとともに、急病や事故等の際に迅速かつ適切な対応を行い、その不安を解消し、在宅生活を支援します。 ○みまもりQRにより、徘徊高齢者等の早期発見、保護及び引き渡しを行うとともに、介護者等の精神的負担の軽減を図ります。

移動支援の検討	○高齢や障がい、運転免許返納により移動が困難な方への移動支援について、村内の既存のサービスや公共交通網の整備を含め、村の実情に応じた支援を検討します。
介護予防の推進	○介護予防教室や体操教室、認知症予防教室など高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、介護予防の取組を推進します。

3) 介護・福祉サービスの基盤の整備

施策・事業名	内容・取組方向
居宅介護支援センターの運営	○居宅介護支援センターの運営を支援し、体制を整備することで、要介護者と家族を支援し、充実した介護サービスの提供に努めます。
ケアハウスの整備	○高齢者の自立した生活を支援するためケアハウスの計画的な補改修等を実施することにより、生活環境の整備を図ります。
ひだまり苑の整備	○ひだまり苑の補改修等を実施することにより、高齢者が個々の状況にあわせて元気で安心して暮らせる環境の整備を図ります。

(3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実

誰もが住みよい地域にするために、障がいの有無に関わらずすべての人が互いに尊重し合いながら共生できる地域であることが望まれます。

そのため、障がいのある方の自立や就労、社会参加などを支援し、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるような環境整備を図ります。

施策・事業名	内容・取組方向
障がい福祉サービスの充実	○障がい者の個々の状況にあわせた、住宅改修や通院費助成、補装具の助成など適切な障がい福祉サービスを提供し、障がい者の生活支援を図ります。
相談支援体制の充実	○村での相談支援のほか、周辺の事業所と広域的に連携し、障がい者が安心して相談支援を受けられる体制整備を図ります。
農福連携の推進（再掲）	○障がい者の就労支援や、施設外就労の機会を確保することで、障がい者の自立した地域生活を支援します。

基本施策3 健康づくりの推進

(1) 健康寿命延伸のための支援

村民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送ることができるよう、保健・医療・介護・福祉が連携し、健康増進事業の実施と、健康管理の支援を行うことで、健康寿命延伸を図り、「日本一元気な長寿村」を目指します。

1) 運動や食生活の改善による生活習慣病予防の取組

施策・事業名	内容・取組方向
各種健（検）診事業の実施	<p>○糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少のため内脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入した健診を行います。また、健診により把握された対象者に生活習慣の改善を中心とした保健指導を行うことにより村民の健康増進を図ります。</p> <p>○がん検診を行うことにより、がんを早期発見・早期治療し、村民の健康の維持推進を図ります。</p> <p>○人間ドック、脳ドックの費用を助成することで、疾病の早期発見早期治療につなげます。</p>
運動習慣定着の促進	<p>○スポーツおおかたと共催するウォーキング事業を通じ、参加者の心身の健康増進を図ります。また、保健センター内の運動器具を活用し、村民の自発的な運動機会の確保を図ります。</p> <p>○生活習慣病の予防のため運動教室を実施し、生活習慣病予防とメタボリックシンドロームの解消を支援します。</p>
食生活改善への支援	<p>○料理教室を実施し、食と栄養の正しい知識の普及に努めます。</p> <p>○栄養相談や特定保健指導を実施し、生活習慣病予防のため食生活改善を支援します。</p>

2) 心の健康づくりの支援

施策・事業名	内容・取組方向
自殺対策計画の策定	<p>○生きることの包括的支援を推進するため、関係機関と連携して地域の特性にあった「自殺対策計画」を推進します。</p>
相談支援・啓発の充実	<p>○臨床心理士による相談会の実施やこころの体温計システム(※)の活用により、悩みを抱えた人に対し、専門的な相談支援を受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>○自殺予防啓発チラシの配布や、小中学生を対象としたいのちの教室の開催、心の健康づくり研修会などにより、自殺予防に関する啓発に努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※こころの体温計とは 村公式ホームページ上にあるシステムで、簡単な質問に答えることでストレス度や落ち込み度を知ることができます。また、相談窓口を確認することもできます。</p> </div>
交流機会の確保	<p>○交流サロンの運営など、多世代が気軽に集える場を提供します。</p> <p>○園芸福祉活動や生涯学習活動などを実施し、多世代が交流する機会を提供します。</p>

3) 一人ひとりの健康管理の支援

施策・事業名	内容・取組方向
検診等の受診勧奨	○より多くの村民が、がん検診を受診するよう、総合検診前に勧奨し、総合検診後に受診しなかった村民に対しては、追加検診を勧奨することで、受診率向上につなげます。また、がん検診要精検未受診者に対する受診勧奨により、がんの早期発見、早期治療につなげます。
健康管理システムの整備	○健康管理システムにより、健（検）診受診状況及び結果管理、予防接種管理を行い、村民一人ひとりの健康管理に努めます。
がん患者への支援	○成人の2人に1人ががんにかかるといわれている中で、がん治療にともない医療用補正具（ウィッグ・乳房補正具）購入費用の一部を助成することで、がん治療と就労や社会参画の両立、経済的負担の軽減を図ります。
口腔衛生の促進	○むし歯は歯の喪失原因の約半数を占めており、歯の喪失は口腔機能の低下をもたらすため、予防が重要です。 予防に効果があるとされているフッ化物洗口法を実施し、むし歯予防を図ります。 ○成人及び高齢者に対し、歯科健診の費用を助成することで、むし歯や歯周病などの予防と早期治療により生涯を通じた健康づくりを推進します。
予防接種助成事業	○各種予防接種を助成することで、り患予防や重症化予防、村民の健康の維持推進を図ります。

4) 健康づくりの支援に向けた基盤の整備

施策・事業名	内容・取組方向
保健センター・診療所の整備	○保健センター及び診療所の計画的な施設整備を行い、村民の総合的な健康づくりを支援できる体制の整備を図ります。
福祉医療の推進	○障がい者や高校生までの子ども等に対し医療費の助成を行うことで経済的な面で安心していつでも診療が受けられるよう支援し、福祉の増進と生活の安定を図ります。

基本施策4 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

災害及び非常事態が発生したときは、高齢者や障がい者など自力で安全かつ迅速に避難することが難しい方（災害時要援護者）の対応が重要となります。また、避難所においては介護を必要とする方や障がい者、乳幼児、妊婦など福祉的な配慮が必要な方への対応が重要です。

そのため、円滑に避難できる態勢と避難時の福祉ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

施策・事業名	内容・取組方向
地域防災計画・国民保護計画の整備	○災害及び非常事態の際に、迅速かつ適切に対応できるよう、地域防災計画及び国民保護計画を整備し、必要に応じて適宜改訂し、地域防災体制の充実強化を図ります。
防災基盤の整備	○防災行政無線の適切な管理と、各家庭に設置している戸別受信機の受信環境の改善を図るとともに、緊急情報メールへの登録推進を図るなど、緊急情報の円滑な伝達体制を整備します。
円滑な避難体制の整備	○災害時要援護者の把握に努め、あわせて個別の避難支援プランを作成することで、災害時要援護者が円滑に避難できる体制の確保に努めます。 ○災害時における、災害ボランティアの受け入れ体制や秋田県及び秋田県社会福祉協議会と連携した災害派遣福祉チーム（※）による支援の受け入れを検討し、福祉的支援を必要とする方への適切に対応できる体制の整備を図ります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>※災害派遣福祉チームとは 介護福祉士や保健師、保育士などの専門職から構成される組織で、大規模災害時に避難所における福祉的な配慮が必要な方への適切な対応を図るものです。事務局は秋田県社会福祉協議会となっており、派遣要請は市町村長が県を通じて行います。</p></div>

(2) 安全・安心な地域環境の整備

高齢者の増加にともない、振り込め詐欺などの犯罪被害や消費者トラブルに遭いやすい、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。そうした被害の防止に努めるとともに、児童・生徒が安心して遊ぶことができる地域、高齢者や障がい者が安全で快適に過ごせるような地域を目指し、関係機関・団体と連携し安全で安心な環境整備を図ります。

施策・事業名	内容・取組方向
交通安全・防犯対策の推進	<p>○交通指導隊や交通安全協会などと連携し、見通しの悪い交差点の解消や、交通安全啓発活動により地域の交通安全対策を推進します。</p> <p>○防犯指導隊や安全・安心ネットワーク委員会などと連携し、子どもたちの見守りや各種パトロール活動を推進することで、地域防犯力の向上に努めます。</p> <p>また、高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺などについて被害防止に努めます。</p> <p>○交通事故防止や犯罪防止のため、機器の設置などの整備に努めます。</p>
消費者トラブル対策の推進	<p>○様々な消費者トラブルが増加しており、特に高齢者が被害に巻き込まれやすいことから、情報提供や相談体制を整備し、消費者トラブルの防止に努めます。</p>
見守り活動の実施	<p>○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、ひとり暮らしの障がい者など、見守りが必要と思われる方に対し、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、保健センターなどの関係機関が連携し、定期的な安否確認も含めた見守り活動を実施します。</p> <p>○青色回転灯パトロールの実施やあいさつ運動の実施により、子どもたちの見守りに努めます。</p>
バリアフリーの推進	<p>○高齢者や障がい者が生活しやすいよう公共施設の段差解消や歩道などの整備を図り、高齢者や車いすの方、シニアカー（電動カート）などが移動しやすい環境の整備を図ります。</p>

資料編

3 第2期大潟村地域福祉計画検討委員会

(1) 設置要綱

第2期大潟村地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大潟村の福祉の基本計画と位置づけ、村民と行政がともに取り組んでいくことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき平成31年3月に策定した大潟村地域福祉計画の中間見直しにあたり、大潟村地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

- 委員は、地域福祉に関わる関係者で構成し、村長が委嘱する。
- 委員会に、学識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会には委員長および副委員長を置く。

- 委員長は、副村長とし、副委員長は、社会福祉協議会会長とする。
- 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和5年3月31日までとする。

- 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長の判断で委員以外の者を出席させ説明や意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(効 力)

- この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。

(2) 委員名簿

第2期大潟村地域福祉計画検討委員会名簿

○委員

	所 属	職	氏 名	備考
1	大潟村	副村長	工 藤 敏 行	(委員長)
2	大潟村社会福祉協議会	会 長	椎 川 信 一	(副委員長)
3	大潟村教育委員会	教育長	北 林 强	
4	大潟村特別養護老人ホームひだまり苑	施設長	鈴 木 学	
5	大潟つくし苑	施設長	佐 藤 亘	
6	大潟村民生児童委員協議会	会 長	遠 藤 順 子	
7	大潟村身体障がい者協会	会 長	櫻 木 義 忠	
8	大潟村老人クラブ連合会	会 長	藤 平 利 夫	
9	大潟村婦人会	会 長	山 本 嘉 子	
10	大潟村フレッシュ・ミズ		庄 司 あ す か	
11	大潟村ボランティア連絡協議会	会 長	中 山 美 恵 子	
12	ふれあいネット「ぬくもり」	代 表	三 村 敏 子	
13	大潟村手をつなぐ育成会	会 長	畠 山 政 雄	
14	大潟村診療所	所 長	岩 村 文 彦	

○アドバイザー

	所 属	職	氏 名	備考
1	秋田地域振興局福祉環境部	次 長	深 谷 裕 宣	

○事務局

	所 属	職	氏 名	備考
1	福祉保健課	課 長	北 嶋 学	
2	福祉保健課	課長補佐	小 野 朋 也	
3	教育委員会	主 任	畠 山 友 伴	
4	保健センター	主 査	渡 辺 祥 達	
5	地域包括支援センター	専門員	小 瀧 み ゆ き	
6	大潟村社会福祉協議会	次 長	池 田 昌 弘	

第2期大湯村地域福祉計画 中間見直し

令和5年3月

発行・編集：	大湯村 〒010-0494 秋田県南秋田郡大湯村字中央 1-1 TEL：0185-45-2114
--------	---

